

広島市報

定期第1118号
令和5年7月31日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(第27号).....4
- 政治倫理の確立のための広島市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(第28号).....4
- 広島市市税条例の一部を改正する条例(第29号).....4
- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例(第30号).....6
- 広島市印鑑条例の一部を改正する条例(第31号).....7
- 広島市スポーツセンター条例の一部を改正する条例(第32号).....8
- 広島市道路附属物駐車場条例の一部を改正する条例(第33号).....8
- 広島市火災予防条例の一部を改正する条例(第34号).....8
- 政治倫理の確立のための広島市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(第35号).....9

規 則

- 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(第44号).....9
- 広島市事務組織規則の一部を改正する規則(第45号).....10
- 市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則(第46号).....12
- 広島市旧宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則(第47号).....13
- 広島市火災予防規則の一部を改正する規則(第48号).....13

告 示

- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....13
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....13
- 介護保険法による介護医療院の開設の許可.....13
- 介護保険法による指定地域密着型サービス

- 事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定.....14
- 介護保険法による指定事業者の指定.....14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件.....14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から廃止の届出.....15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から休止の届出.....15
- 広島市市営駐車場条例による路上駐車場の休止.....15
- 子ども・子育て支援法による確認.....15
- 令和5年第3回広島市議会定例会の招集.....15
- 広島サッカースタジアムの呼称の決定.....15
- 広島市公園条例による都市公園の区域変更.....15
- 公印の印影印刷.....15
- 広島市市営駐車場条例による道路附属物駐車場の休止.....16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者から変更の届出.....16
- 公共下水道の供用開始.....16
- 公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....16
- 土地区画整理法による広島市大塚中央土地



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

区画整理組合の事業計画の変更の認可.....17	の取消し（東区）.....21
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....17	○放置自転車の撤去（東区）.....21
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から指定辞退の届出.....17	○長期間駐車されていた自転車の移動（東区）.....21
○自転車等の所有権の取得.....17	○放置自転車の撤去（東区）.....22
○市営住宅の家賃の変更.....17	○放置自転車等の撤去（南区）.....22
○広島市大塚中央土地区画整理組合の事業計画変更申請に係る事業計画の縦覧.....17	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....22
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出.....17	○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....22
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出.....18	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....22
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出.....18	○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....22
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止の届出.....18	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....22
○道路法による市道の路線の廃止.....18	○元字品町内会の告示事項の変更（南区）.....22
○道路法による市道の路線の認定.....18	○区出納員事務の一部委任（南区）.....23
○道路の区域決定.....18	○放置自転車等の撤去（南区）.....23
○道路の供用開始.....19	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....19	○放置自転車等の撤去（南区）.....23
○放置自転車等の撤去（中区）.....19	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区） 2件.....23
○放置自転車等の撤去（中区）の告示の修正（中区） 2件.....19	○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....23
○放置自転車等の撤去（中区）.....19	○放置自転車等の撤去（西区） 4件.....23
○建築基準法による道路の位置の指定（中区）.....20	○建築基準法による道路の位置の指定（西区）.....24
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 3件.....20	○放置自転車等の撤去（西区） 4件.....24
○放置自転車等の撤去（中区）.....20	○道路の供用開始（西区）.....24
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....20	○放置自転車等の撤去（西区）.....24
○放置自転車等の撤去（中区）.....20	○道路の区域変更（安佐南区）.....24
○区物品出納員事務の一部委任（中区）.....20	○道路の供用開始（安佐南区）.....24
○放置自転車等の撤去（中区）.....21	○道路の区域変更（安佐南区） 3件.....25
○放置自転車の撤去（東区）.....21	○道路の供用開始（安佐南区）.....25
○長期間駐車されていた自転車の移動（東区）.....21	○建築基準法による道路の位置の変更（安佐南区）.....25
○放置自転車の撤去（東区）の告示の取消し（東区）.....21	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....26
○放置自転車の撤去（東区）.....21	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）.....26
○建築基準法による公告認定対象区域の認定	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....26
	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....26
	○上市1区自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....26
	○白木台団地自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....26
	○長沢自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....26
	○道路の区域変更（安佐北区）.....26
	○道路の供用開始（安佐北区）.....27
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安

佐北区).....	27	結果公表.....	34
○放置自転車等の撤去 (安佐北区).....	27	○定期監査及び行政監査並びに指定管理者監 査結果公表.....	34
○成岡自治会の告示事項の変更 (安芸区).....	27	○定期監査及び行政監査結果公表 2件.....	35
○桜台自治会の告示事項の変更 (安芸区).....	27	○令和5年5月10日付け第202号で受け 付けた広島市職員に関する措置請求につい ての監査結果公表.....	36
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (安 芸区).....	27	職員共済組合公告	
○放置自転車等の撤去 (安芸区).....	28	○広島市職員共済組合定款による令和4年度 決算の要旨.....	52
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (安 芸区).....	28		
○放置自転車等の撤去 (安芸区).....	28		
○建築基準法による道路の位置の廃止 (安芸 区).....	28		
○放置自転車等の撤去 (安芸区) 2件.....	28		
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (安 芸区).....	28		
○放置自転車等の撤去 (佐伯区).....	28		
○建築基準法による道路の位置の指定 (佐伯 区).....	28		
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐 伯区).....	28		
○放置自転車等の撤去 (佐伯区) 2件.....	29		
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐 伯区).....	29		
○道路の区域変更 (佐伯区).....	29		
○道路の供用開始 (佐伯区).....	29		
○放置自転車等の撤去 (佐伯区).....	29		
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃 止 (佐伯区).....	29		
○放置自転車等の撤去 (佐伯区).....	30		
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐 伯区).....	30		
選 管 告 示			
○公職選挙法による公職の候補者の選挙運動 に関する収支報告書の要旨の公表.....	30		
○令和5年6月1日現在における地方自治法 及び市町村の合併の特例に関する法律によ る各種直接請求並びに地方教育行政の組織 及び運営に関する法律による教育長又は委 員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....	31		
教育委員会告示			
○広島市教育委員会議 (定例会) の開催.....	32		
監 査 公 表			
○定期監査及び行政監査結果公表.....	32		
○定期監査及び行政監査並びに財政援助団体 監査結果公表.....	32		
○定期監査及び行政監査結果公表.....	33		
○定期監査及び行政監査並びに財政援助団体 等監査結果公表.....	33		
○定期監査及び行政監査並びに出資団体監査			

条 例

広島市条例第27号

令和5年6月20日

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一貴

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の195」を「100分の200」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

広島市条例第28号

令和5年6月30日

政治倫理の確立のための広島市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一貴

政治倫理の確立のための広島市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための広島市長の資産等の公開に関する条例（平成7年広島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「市民（本市の区域内に住所を有する者をいう。）」を「何人も」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

広島市条例第29号

令和5年6月30日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一貴

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第34条の8第2項中「又は」の右に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の2第1項の給与支払者」を「同条第1項の給与支払者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払

者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「徴収方法」を「徴収の方法等」に改め、同条第2項中「県民税」の右に「及び森林環境税」を加える。

第41条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によつて」を「により」に改める。

第47条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の6第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものと

とみなす」に改める。

第53条の11第1項中「第328条の11第6項」を「第328条の11第7項」に、「によつて」を「により」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の右に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第101条第1項中「第483条第6項」を「第483条第7項」に、「によつて」を「により」に改める。

第122条の12第1項中「第609条第6項」を「第609条第7項」に、「によつて」を「により」に改める。

第122条の24第1項中「第701条の12第6項」を「第701条の12第7項」に、「によつて」を「により」に改める。

第123条の13第1項中「第701条の61第6項」を「第701条の61第7項」に、「によつて」を「により」に改める。

附則第9条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第11条の2に次の1項を加える。

20 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第11条の3第16項中「第14項」を「第15項」に、「又は熱損失防止改修工事等」を「、熱損失防止改修工事等又は大規模修繕工事」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「又は熱損失防止改修工事等」を「、熱損失防止改修工事等又は大規模修繕工事」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

の1項を加える。

14 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 法附則第15条の9の3第1項に規定する工事(以下この条において「大規模修繕工事」という。)が完了した年月日

附則第18条中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第20条の3の4の2を削る。

附則第20条の3の5第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第20条の3の9第3項を削る。

附則第20条の3の10第2項及び第3項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第4項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第20条の4第3項中「100分の10」を「100分の35」に

改める。

附則第21条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第28条第1項中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第5項(改正後の広島市市税条例(以下「新条例」という。))第82条第1号エに係る部分に限る。)の規定 令和5年7月1日
- (2) 第34条の8第2項、第38条、第41条、第47条第2項、第47条の6第2項、第53条の11第1項、第101条第1項、122条の12第1項、第122条の24第1項及び第123条の13第1項並びに附則第20条の3の5第4項及び第20条の4第3項の改正規定並びに次項、附則第5項(新条例附則第20条の4第3項に係る部分に限る。)及び第7項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年1月1日
- (4) 附則第18条の改正規定及び附則第8項の規定 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日

2 新条例第34条の8第2項、第38条第2項、第41条、第47条第2項及び第47条の6第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の2第2項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき広島市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出した同項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 新条例附則第11条の2第20項並びに第11条の3第14項、第16項及び第17項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課すべき令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例第82条第1号エ並びに附則第20条の3の10及び第20条の4第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

6 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の附則第20条の3の4の2及び第20条の3の9第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 7 新条例附則第20条の3の5第4項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第18条の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

う。)第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査

に掲げる基準に適合することを証する書面を申請に併せて提出した場合 長期修繕計画(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下同じ。)の数が1のときは4,200円、長期修繕計画の数が2以上のときは4,200円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額

イ アに掲げる場合以外の場合 長期修繕計画の数が1のときは30,000円、長期修繕計画の数が2以上のときは30,000円に1を超える長期修繕計画の数に17,300円を乗じ

広島市条例第30号
令和5年6月30日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 貴

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例(平成12年広島市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中第104号を第107号とし、第85号から第103号までを3号ずつ繰り下げ、第84号の次に次の3号を加える。

(8) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」とい	マンション管理計画認定申請手数料	1件につき	次のア又はイに掲げる場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める額 ア マンション管理適正化法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが発行するマンション管理適正化法第5条の4各号
--	------------------	-------	---

(6) マンション管理適正化法第5条の6第2項において準用するマンション管理適正化法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンション管理計画認定更新申請手数料	1件につき	前号ア又はイに掲げる場合に応じて、それぞれ同号ア又はイに定める額
--	--------------------	-------	----------------------------------

(8) マンション管理適正化法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	1件につき	次のアからオまでに掲げる場合に応じて、それぞれ当該アからオまでに定める額を合計した額 ア マンション管理適正化法第5条の7第2項において準用するマンション管理適正化法第5条の4各号に掲げる基準(以下この号において「変更に係る認定基準」という。)のうち管理
---	--------------------	-------	--

		<p>組合の運営に係るものに関する事項を変更する場合 長期修繕計画の数が1のときは5,500円、長期修繕計画の数が2以上のときは5,500円に1を超える長期修繕計画の数に3,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>イ 変更に係る認定基準のうち管理規約に係るものに関する事項を変更する場合 長期修繕計画の数が1のときは4,600円、長期修繕計画の数が2以上のときは4,600円に1を超える長期修繕計画の数に3,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>ウ 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理に係るものに関する事項を変更する場合 長期修繕計画の数が</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>画の数が2以上のときは 3,400円に1を超える 長期修繕計画の数に2,1 00円を乗じて得た額を加 算した額</td> </tr> </table>				画の数が2以上のときは 3,400円に1を超える 長期修繕計画の数に2,1 00円を乗じて得た額を加 算した額
			画の数が2以上のときは 3,400円に1を超える 長期修繕計画の数に2,1 00円を乗じて得た額を加 算した額				
		<p>1のときは5,300円、 長期修繕計画の数が2以上のときは5,300円に1を超える長期修繕計画の数に3,200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>エ 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成及び見直し等に係るものに関する事項を変更する場合 長期修繕計画の数が1のときは11,000円、長期修繕計画の数が2以上のときは11,000円に1を超える長期修繕計画の数に5,700円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>オ 変更に係る認定基準のうちアからエまでに規定する基準以外のものに関する事項を変更する場合 長期修繕計画の数が1のときは3,400円、長期修繕計</p>	<p style="text-align: right;">広島市条例第31号 令和5年6月30日</p> <p>広島市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松井 一 貫</p> <p style="text-align: center;">広島市印鑑条例の一部を改正する条例</p> <p>広島市印鑑条例（昭和55年広島市条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第17条の見出し中「個人番号カード」の右に「等」を加え、同条第1項中「限る。」の右に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、これに組み込まれた電磁的記録媒体に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により当該印鑑登録者に係る同条第1項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、同条第2項中「カード記録事項」の右に「若しくは同項の移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体の記録事項」を、「当該個人番号カード」の右に「若しくは当該移動端末設備」を加える。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から起算して7か月を超えない範囲内において規</p>				

広島市条例第32号
令和5年6月30日

広島市スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の表広島市中区スポーツセンター吉島屋内プールの項中「広島市中区光南五丁目1番53号」を「広島市中区南吉島一丁目3番55号」に改める。

別表の②の表に次のように加える。

エ 多目的室（広島市中区スポーツセンター）

単 位	金額（1時間までごとに）
1室につき	450円

附 則

この条例は、令和5年9月30日から施行する。

広島市条例第34号
令和5年6月30日

広島市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市火災予防条例の一部を改正する条例

広島市火災予防条例（昭和37年広島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条の第2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」

を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面して設けるもの

イ 分離型のものの充電ポスト

第12条の第2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第12条の第2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と」を「コネクターが」に、「の接続部に」を「に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させる」を「緊急に停止する」に、「措置を講ずる」を「装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等と」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の右に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(ロ) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第17条第1項中「いう」の右に「。以下同じ」を加える。

第24条第3項を削り、同条第4項中「それぞれ」を削り、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

広島市条例第33号
令和5年6月30日

広島市道路附属物駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市道路附属物駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

広島市道路附属物駐車場条例の一部を改正する条例（令和4年広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「公布の日から起算して1年2か月を超えない範囲内において規則で定める日」を「令和5年11月1日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定は、同年9月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2号に掲げる場合において、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設けるときは、同号の標識の設置を要しない。

第24条第4項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号の標識と併せて図記号による標識を設ける場合における当該標識の図記号については、第2項の標識（「禁煙」又は「火気厳禁」と表示したものに限る。）と併せて設けるときは国際標準化機構の規格7010又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、前項第2号の標識と併せて設けるときは国際標準化機構の規格7001又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
- 第24条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改め、同条第7項を削り、第8項を第7項とする。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第17条第1項、第24条及び別表第7の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第12条の2第1項に規定する急速充電設備に該当する設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第24条第3項ただし書の規定の適用については、当分の間、同項ただし書中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 第24条の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正前の同条第3項又は第7項の図記号による標識の図記号については、なお従前の例による。

広島市条例第35号

令和5年6月30日

政治倫理の確立のための広島市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

政治倫理の確立のための広島市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための広島市議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年広島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「市民（本市の区域内に住所を有する者をいう。）」を「何人も」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

規 則

広島市規則第44号

令和5年6月20日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年広島市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第18条」を「第20条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第45号

令和5年6月30日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

「徴収第一課 徴収企画課
 第4条第1項中 庶務係 を 庶務係 に、「都市交通部」
 徴収企画係 徴収企画係
 徴収第一課 」

「公共交通政策部」を「公共交通政策部 交通施設整備部」に改める。

第7条第9項第2号中「ことに」を「ものに」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項ただし書を削り、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 徴収金の収納（徴収企画課の所掌に属するものを除く。）に関する
- こと。
- (2) 徴収金の徴収（督促及び滞納整理等に関するものに限り、特別滞納
- 整理課の所掌に属するものを除く。）に関する
- こと。

第7条第8項第4号中「徴収受託」の右に「に関する

こと」を削り、同項第5号から第9号までを削り、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 収納対策部徴収企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市税及び国民健康保険料、介護保険料その他の徴収金、後期高齢者
- 医療保険料、児童福祉施設徴収金、下水道事業受益者負担金並びに下
- 水道事業分担金並びにこれらに係る附帯金（以下「徴収金」という。）
- の収納（出納員用領収証書に係る納付又は納入に関する書類によるこ
- とを原則とするもの以外のもの（納付書の作成その他の庶務的事項を
- 除く。）に限る。）に関する
- こと。
- (2) 徴収金（下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金（以下「下
- 水道事業受益者負担金等」という。）並びにこれらに係る附帯金を除
- く。第4号、次項第2号及び第4号並びに第10項第2号及び第4号
- において同じ。）の徴収（督促（市税（給与所得又は退職所得に係る
- 特別徴収に係る個人の市民税等に係るものを除く。）に限る。次項第
- 2号において同じ。）及び滞納整理等に関するものに
- 限る。）の指
- 導
- 及び調整に関する
- こと。
- (3) 下水道事業受益者負担金等の納期前納付に係る報奨金の交付の調整
- に関する
- こと。
- (4) 徴収金の徴収嘱託及び徴収受託の調整に関する
- こと。
- (5) 給与所得又は退職所得に係る特別徴収に係る個人の市民税（特別徴
- 収義務者に関するものに
- 限る。）
- 、法人市民税、市たばこ税、入湯税
- 及び事業所税の納付又は納入に係る諸証明に関する
- こと。
- (6) 市税の滞納がない旨の証明（軽自動車税に係る軽自動車等の継続検

査用の証明を除く。）に関する

こと。

(7) 部の収納実績の統計に関する

こと。

(8) 部の庶務に関する

こと。

(9) 課、徴収第一課、徴収第二課、徴収第三課、徴収第四課及び特別滞

納整理課の庶務に関する

こと。

第15条第8項中「都市交通部」を「公共交通政策部」に改め、第3号

及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ず

つ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

9 交通施設整備部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公共交通施設の整備（他課等の所掌に属するものを除く。）に関する
- こと。
- (2) 新交通事業に係る総合調整に関する
- こと。
- (3) 軌道系交通機関の整備計画に関する
- こと。
- (4) 東部地区連続立体交差整備事務所に関する
- こと。
- (5) 部の庶務に関する
- こと。

第20条第1項中「都市交通部にあつては公共交通計画担当課長」を

「公共交通政策部にあつては公共交通調整担当課長を、交通施設整備部

にあつては交通施設整備担当課長」に改める。

第90条の表中「道路部長」を「交通施設整備部長」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

2 広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）の一部を次の

ように改正する。

別表第1の2の表22の項中「財政局専用市長職務代理者印(5)を使用

する」を「収納対策部の徴収企画課及び特別滞納整理課の分掌事務に

関する」に改める。

3 広島市役所庁内取締規則（昭和32年広島市規則第61号）の一部を

次のように改正する。

第2条第4項中「道路交通局都市交通部にあつては公共交通計画担当

課長」を「道路交通局公共交通政策部にあつては公共交通調整担当課長、

道路交通局交通施設整備部にあつては交通施設整備担当課長」に改め、

同項第2号中「及び都市交通部」を「、公共交通政策部及び交通施設整

備部」に改める。

4 広島市財産規則（昭和56年広島市規則第19号）の一部を次のよう

に改正する。

第2条第1項中「道路交通局都市交通部にあつては公共交通計画担当

課長」を「道路交通局公共交通政策部にあつては公共交通調整担当課長、

道路交通局交通施設整備部にあつては交通施設整備担当課長」に改め、

同項第1号中「道路交通局都市交通部」を「道路交通局公共交通政策部、

道路交通局交通施設整備部」に改める。

5 広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年広島市規則第2

2号）の一部を次のように改正する。

別表第5財政局の項中「徴収第一課長」を「徴収企画課長」に改め、

同表道路交通局の項中

「

東部地区連続立体交差整

備事務所長

東部地区連続立体交差整

備事務所

」

を

都市交通部公共交通計画 担当課長	都市交通部
---------------------	-------

公共交通調整担当課長	公共交通政策部
交通施設整備担当課長	交通施設整備部
東部地区連続立体交差整 備事務所長	東部地区連続立体交差整 備事務所

に改める。

6 広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第1 財政局の項中「徴収第一課長」を「徴収企画課長」に改め、
同表道路交通局の項中

東部地区連続立体交差整 備事務所	東部地区連続立体交差整 備事務所長
都市交通部	都市交通部公共交通計画 担当課長

を

公共交通政策部	公共交通調整担当課長
交通施設整備部	交通施設整備担当課長
東部地区連続立体交差整 備事務所	東部地区連続立体交差整 備事務所長

に改める。

別表第3の(1)の表財政局の項中

する費用の出納
(6) 公売保証金の出納
(7) 広島市証明等手数料条例第2 条に規定する手数料（収納対策 部の所掌事務に係るものに限 る。）の収納
(8) 入札保証金の出納

収納対策 部徴収企 画課	課長	(1) 市税及び県民税並びに過料並 びにこれらに係る延滞金、過少 申告加算金、不申告加算金、重 加算金及び滞納処分による収納 金の収納 (2) 受託徴収金の収納 (3) 地方税法第16条の2第1項 の規定により納税者又は特別徴 収義務者から提供を受ける証券 の出納及び保管並びに証券の取 立てに要する費用の出納 (4) 国民健康保険料（国民健康保 険税を含む。以下同じ。）、介 護保険料その他の徴収金、後期 高齢者医療保険料及び児童福祉
--------------------	----	--

収納対策 部徴収第 一課	課長	(1) 市税及び県民税並びに過料並 びにこれらに係る延滞金、過少 申告加算金、不申告加算金、重 加算金及び滞納処分による収納 金の収納 (2) 受託徴収金の収納 (3) 地方税法第16条の2第1項 の規定により納税者又は特別徴 収義務者から提供を受ける証券 の出納及び保管並びに証券の取 立てに要する費用の出納 (4) 国民健康保険料（国民健康保 険税を含む。以下同じ。）、介 護保険料その他の徴収金、後期 高齢者医療保険料及び児童福祉 施設徴収金（以下「国民健康保 険料等」という。）並びに過料 並びにこれらに係る延滞金及び 滞納処分による収納金の収納 (5) 国民健康保険料等の納付義務 者、納税義務者及び納入義務者 から提供を受ける証券の出納及 び保管並びに証券の取立てに要
--------------------	----	--

を

		施設徴収金（以下「国民健康保 険料等」という。）並びに過料 並びにこれらに係る延滞金及び 滞納処分による収納金の収納 (5) 国民健康保険料等の納付義務 者、納税義務者及び納入義務者 から提供を受ける証券の出納及 び保管並びに証券の取立てに要 する費用の出納 (6) 公売保証金の出納 (7) 広島市証明等手数料条例第2 条に規定する手数料（収納対策 部の所掌事務に係るものに限 る。）の収納 (8) 入札保証金の出納
収納対策 部徴収第 一課	課長	(1) 市税及び県民税並びに過料並 びにこれらに係る延滞金、過少 申告加算金、不申告加算金、重 加算金及び滞納処分による収納 金の収納 (2) 受託徴収金の収納 (3) 地方税法第16条の2第1項 の規定により納税者又は特別徴

に改める。

	収義務者から提供を受ける証券 の出納及び保管並びに証券の取 立てに要する費用の出納 (4) 国民健康保険料等及び過料並 びにこれらに係る延滞金及び滞 納処分による収納金の収納 (5) 国民健康保険料等の納付義務 者、納税義務者及び納入義務者 から提供を受ける証券の出納及 び保管並びに証券の取立てに要 する費用の出納 (6) 公売保証金の出納
--	--

7 広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和 33 年広島市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表財政局の項中「収納対策部徴収第一課」を「収納対策部徴収企画課」に改め、同表道路交通局の項中

都市交通部	公共交通計画担当課長	都市交通部
-------	------------	-------

公共交通政策部	公共交通調整担当課長	公共交通政策部
交通施設整備部	交通施設整備担当課長	交通施設整備部

める。

8 広島市物品管理規則（昭和 44 年広島市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の(1)の表中「徴収第一課」を「徴収企画課」に、

道路交通局都市交通部	公共交通計画担当課長
------------	------------

道路交通局公共交通政策部	公共交通調整担当課長
道路交通局交通施設整備部	交通施設整備担当課長

9 広島市債権管理事務取扱規則（昭和 41 年広島市規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「道路交通局都市交通部にあつては公共交通計画担当課長」を「道路交通局公共交通政策部にあつては公共交通調整担当課長、道路交通局交通施設整備部にあつては交通施設整備担当課長」に改め、同号ア中「及び都市交通部」を「、公共交通政策部及び交通施設整備部」に改める。

10 広島市下水道事業財務会計規則（昭和 60 年広島市規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の(1)の表財政局の項中

収 納 対 策	徴収第一 課	課長	(1) 下水道事業受益者負担金 及び下水道事業分担金（以 下「下水道事業受益者負担 金等」という。）並びにこ
------------------	-----------	----	---

部		これらに係る延滞金及び滞 処分による収納金の収納 (2) 下水道事業受益者負担金 等に係る納期前納付報奨金 の繰替払	を
---	--	--	---

収 納 対 策 部	徴収企画 課	課長	(1) 下水道事業受益者負担金 及び下水道事業分担金（以 下「下水道事業受益者負担 金等」という。）並びにこ れらに係る延滞金及び滞 処分による収納金の収納 (2) 下水道事業受益者負担金 等に係る納期前納付報奨金 の繰替払	に改める。
	徴収第一 課	課長	(1) 下水道事業受益者負担金 等並びにこれに係る延滞金 及び滞処分による収納金 の収納 (2) 下水道事業受益者負担金 等に係る納期前納付報奨金 の繰替払	

広島市規則第 46 号

令和 5 年 6 月 30 日

地方自治法第 152 条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

地方自治法第 152 条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第 152 条の規定による市長の職務代理者に関する規則（昭和 39 年広島市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及川亨」を「荒神原政司」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

広島市規則第47号

令和5年6月30日

広島市旧宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市旧宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

広島市旧宅地造成等規制法施行細則（昭和55年広島市規則第28号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第92号及び第93号」を「別表第95号及び第96号」に改める。

附則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

広島市規則第48号

令和5年6月30日

広島市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市火災予防規則の一部を改正する規則

広島市火災予防規則（昭和37年広島市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、第4項」を「、第3項各号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

広島市告示第255号

令和5年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年6月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社NEPENTHE	十日市居宅介護支援事業所	広島市中区十日市町一丁目5番18-207号	居宅介護支援

広島市告示第256号

令和5年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年6月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
有限会社セカンド	ほがらか福祉用具	広島市佐伯区五日市七丁目14番10号	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
有限会社セカンド	ほがらか福祉用具	広島市佐伯区五日市七丁目14番10号	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

広島市告示第257号

令和5年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次に掲げる施設を介護医療院として開設を許可したので、同法第114条の7第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年6月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人社団盛友会	林クリニック介護医療院	広島市佐伯区湯来町下987番地	介護医療院

広島市告示第 258 号

令和 5 年 6 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項及び第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号又は第 115 条の 20 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 令和 5 年 6 月 1 日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人秀仁会	グループホーム 菜の花	広島市安佐北区 可部八丁目 14 番 21 号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第 259 号

令和 5 年 6 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

指定年月日 令和 5 年 6 月 1 日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社 CELEBRATION	ヘルパーステーション 結実	広島市西区 庚午中四丁目 7 番 4-301 号	訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス
合同会社 社看	訪問介護 S.L.C 「ゆとり」	山口県山陽小野田市 須恵三丁目 10 番 3 号	訪問介護サービス

広島市告示第 260 号

令和 5 年 6 月 6 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第 261 号

令和 5 年 6 月 6 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第 262 号

令和 5 年 6 月 6 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
大谷しょういちろう 乳腺クリニック	広島市中区 八丁堀 4-18-101	令和 5 年 5 月 1 日	令和 11 年 4 月 30 日
鎌田歯科クリニック	広島市中区 舟入南一丁目 4-61	令和 5 年 5 月 1 日	令和 11 年 4 月 30 日
うした耳鼻咽喉科クリニック	広島市東区 牛田本町六丁目 1-27 うしたみらいビル 5 階	令和 5 年 5 月 1 日	令和 11 年 4 月 30 日
三上内科医院	広島市南区 松原町 3-1-205	令和 5 年 5 月 1 日	令和 11 年 4 月 30 日
あらかき脳・循環器・リハビリクリニック	広島市西区 庚午北一丁目 5-15 ARAKIH EALTHCARE PLAZA 2F	令和 5 年 6 月 1 日	令和 11 年 5 月 31 日
フェローデンタルクリニック	広島市西区 三篠北町 18-14	令和 5 年 5 月 1 日	令和 11 年 4 月 30 日
リアン訪問看護ステーション	広島市西区 古江東町 18-51 セジュールなごみ A201	令和 5 年 4 月 1 日	令和 11 年 3 月 31 日
長楽寺内科・呼吸器クリニック	広島市安佐南区 長楽寺一丁目 15-3	令和 5 年 5 月 1 日	令和 11 年 4 月 30 日
プレひまわり薬局 可部店	広島市安佐北区 亀山二丁目 25-9-2	令和 5 年 6 月 1 日	令和 11 年 5 月 31 日

広島市告示第263号

令和5年6月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第264号

令和5年6月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第265号

令和5年6月6日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営富士見町第六駐車場	15区画	令和5年6月12日（月）午前8時から 同年9月29日（金）午後5時まで

2 休止する理由

当該施設の機器改修工事のため

広島市告示第266号

令和5年6月9日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井一實

1 子ども・子育て支援施設等の種類

児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）

2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

3 確認年月日

令和5年5月31日

別紙 略

広島市告示第267号

令和5年6月12日

令和5年第3回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

1 招集日 令和5年6月19日

2 招集場所 広島市役所

広島市告示第268号

令和5年6月12日

広島サッカースタジアム条例（令和4年広島市条例第38号）第20条第1項の規定に基づき、広島サッカースタジアムの呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 新たに呼称を定める施設

広島サッカースタジアム

2 新たな呼称

EDION PEACE WING HIROSHIMA

（日本語表記：エディオンピースウイング広島）

3 新たな呼称を使用する期間

令和6年2月1日から令和16年1月31日まで

広島市告示第269号

令和5年6月14日

広島市公園条例（昭和39年条例第18号）第16条の2の規定に基づき、都市公園の区域を次のように変更します。

その関係図書は、広島市都市整備局緑政課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	変更前の当該公園区域の面積	区域
		変更後の当該公園区域の面積	
中央公園	広島市中区基町	427,569.61㎡	別紙のとおり
		427,557.98㎡	

別紙 略

広島市告示第270号

令和5年6月14日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により

公印の押なつに代えることを承認し、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

広島市長 松井 一 實

文書名	印影を印刷する公印の名称
100歳高齢者祝状	賞状等専用市長印

広島市告示第 271 号

令和 5 年 6 月 15 日

広島市市営駐車場条例（昭和 45 年広島市条例第 13 号）第 6 条の規定に基づき、道路附属物駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営中央駐車場	106区画	令和 5 年 7 月 1 日（土）午前 0 時から 同年 11 月 1 日（水）午後 0 時まで

2 休止する理由

当該施設の改修工事のため

広島市告示第 273 号

令和 5 年 6 月 16 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 274 号

令和 5 年 6 月 16 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第 275 号

令和 5 年 6 月 20 日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和 5 年 6 月 20 日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面の
とおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設 の方式
	区名	町名	
汚水及び 雨水を排除	安佐南区	古市二丁目の一部	分流
	東区	福田二丁目及び馬木八丁目の各一部	
汚水を排除	安佐南区	相田二丁目、伴東四丁目及び伴北五丁目の各一部	
	安佐北区	小河原町、深川三丁目及び三入南二丁目の各一部	
	安芸区	中野七丁目の一部	

広島市告示第 276 号

令和 5 年 6 月 20 日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和 5 年 6 月 20 日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び 名称
区名	町名	
東区	福田二丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目 1 番 1 号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	古市二丁目、相田二丁目、伴東四丁目及び伴北五丁目の各一部	
安佐北区	小河原町、深川三丁目及び三入南二丁目の各一部	
東区	馬木八丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町 1 番 1 号

安芸区	中野七丁目の一部	名称：太田川流域下水道東部浄化センター
-----	----------	---------------------

~~~~~  
**広島市告示第277号**  
 令和5年6月21日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、広島市大塚中央土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 組合の名称  
広島市大塚中央土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
広島市安佐南区大塚西一丁目14番23号
- 3 設立認可年月日  
令和3年5月20日
- 4 事業施工期間  
令和3年5月20日から令和6年3月31日まで
- 5 変更認可の年月日  
令和5年6月21日

~~~~~  
広島市告示第278号
 令和5年6月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
あさひ内科クリニック	広島市南区西旭町7-21	令和5年4月25日	令和11年4月24日
翠子ども・耳鼻咽喉科クリニック	広島市南区翠五丁目17-23 2階	令和5年6月1日	令和11年5月31日

~~~~~  
**広島市告示第279号**  
 令和5年6月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

~~~~~  
広島市告示第280号
 令和5年6月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示第281号**  
 令和5年6月27日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）  
別紙のとおり。
- 2 変更期間  
令和5年7月1日から令和6年3月31日まで
- 3 変更理由  
浴槽・風呂釜設置等

別紙 略

~~~~~  
広島市告示第282号
 令和5年6月29日

広島市大塚中央土地区画整理組合の事業計画変更申請に係る事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第20条第1項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者は、この事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、広島市長に意見書を提出することができます。

広島市長 松井一實

- 1 縦覧期間
令和5年6月30日から令和5年7月13日まで（2週間）
- 2 縦覧場所
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所 都市整備局指導部宅地開発指導課
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで

~~~~~  
**広島市告示第283号**  
 令和5年6月30日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する

る要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第284号

令和5年6月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第285号

令和5年6月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号又は第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第286号

令和5年6月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第287号

令和5年6月30日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、令和5年6月30日から同年7月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 整理番号  | 路線名     | 起点               |
|-------|---------|------------------|
|       |         | 終点               |
| 17630 | 南1区80号線 | 南区南蟹屋一丁目787番地9地先 |
|       |         | 南区上東雲町829番地2地先   |

|       |            |                    |
|-------|------------|--------------------|
| 17631 | 安佐北3区165号線 | 安佐北区亀山三丁目1437番地2地先 |
|       |            | 安佐北区亀山三丁目1219番地4地先 |

広島市告示第288号

令和5年6月30日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和5年6月30日から同年7月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 整理番号  | 路線名         | 起点                  |
|-------|-------------|---------------------|
|       |             | 終点                  |
| 17632 | 南4区875号線    | 南区本浦町15番地56地先       |
|       |             | 南区本浦町15番地60地先       |
| 17633 | 安佐北2区1136号線 | 安佐北区深川一丁目204番地1地先   |
|       |             | 安佐北区深川一丁目204番地6地先   |
| 17634 | 安佐北2区1137号線 | 安佐北区口田南六丁目1616番地5地先 |
|       |             | 安佐北区口田南六丁目1617番地2地先 |
| 17635 | 安佐北3区165号線  | 安佐北区亀山三丁目1437番地2地先  |
|       |             | 安佐北区亀山三丁目1220番地18地先 |
| 17636 | 安佐北3区1010号線 | 安佐北区可部一丁目459番地6地先   |
|       |             | 安佐北区可部一丁目459番地4地先   |
| 17637 | 佐伯2区468号線   | 佐伯区利松三丁目871番地4地先    |
|       |             | 佐伯区利松三丁目871番地6地先    |
| 17638 | 佐伯2区469号線   | 佐伯区八幡三丁目1038番地5地先   |
|       |             | 佐伯区八幡三丁目1038番地7地先   |
| 17639 | 佐伯3区336号線   | 佐伯区三宅三丁目716番地4地先    |
|       |             | 佐伯区三宅三丁目716番地10地先   |

広島市告示第289号

令和5年6月30日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和5年6月30日から同年7月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名         | 敷地の幅員                 | 敷地の延長         |
|-------|-------------|-----------------------|---------------|
| 市道    | 南4区875号線    | 5.00メートル<br>）<br>8.99 | メートル<br>32.66 |
| 市道    | 安佐北2区1136号線 | 4.00メートル<br>）<br>8.02 | メートル<br>33.10 |
| 市道    | 安佐北2区1137号  | 4.00メートル<br>）         | メートル<br>28.75 |

|    |             |                   |                |
|----|-------------|-------------------|----------------|
|    | 線           | 8.98              |                |
| 市道 | 安佐北3区165号線  | 3.80メートル<br>10.00 | メートル<br>230.69 |
| 市道 | 安佐北3区1010号線 | 5.00メートル<br>9.20  | メートル<br>32.31  |
| 市道 | 佐伯2区468号線   | 4.50メートル<br>8.70  | メートル<br>36.50  |
| 市道 | 佐伯2区469号線   | 4.20メートル<br>8.12  | メートル<br>27.61  |
| 市道 | 佐伯3区336号線   | 6.00メートル<br>10.50 | メートル<br>53.83  |

広島市告示第290号

令和5年6月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年6月30日から同年7月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名         | 供用開始区間              | 供用開始の期日   |
|-------|-------------|---------------------|-----------|
| 市道    | 南4区875号線    | 南区本浦町15番地56地先       | 令和5年6月30日 |
|       |             | 南区本浦町15番地60地先       |           |
| 市道    | 安佐北2区1136号線 | 安佐北区深川一丁目204番地1地先   | 令和5年6月30日 |
|       |             | 安佐北区深川一丁目204番地6地先   |           |
| 市道    | 安佐北2区1137号線 | 安佐北区口田南六丁目1616番地5地先 | 令和5年6月30日 |
|       |             | 安佐北区口田南六丁目1617番地2地先 |           |
| 市道    | 安佐北3区165号線  | 安佐北区亀山三丁目1437番地2地先  | 令和5年6月30日 |
|       |             | 安佐北区亀山三丁目1220番地18地先 |           |
| 市道    | 安佐北3区1010号線 | 安佐北区可部一丁目459番地6地先   | 令和5年6月30日 |
|       |             | 安佐北区可部一丁目459番地4地先   |           |
| 市道    | 佐伯2区468号線   | 佐伯区利松三丁目871番地4地先    | 令和5年6月30日 |
|       |             | 佐伯区利松三丁目871番地6地先    |           |
| 市道    | 佐伯2区469号線   | 佐伯区八幡三丁目1038番地5地先   | 令和5年6月30日 |
|       |             | 佐伯区八幡三丁目1038番地7地先   |           |
| 市道    | 佐伯3区33      | 佐伯区三宅三丁目716番地4地先    | 令和5年6月3   |

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| 6号線 | 佐伯区三宅三丁目716番地10地先 | 0日 |
|-----|-------------------|----|

広島市告示（中区）第47号

令和5年6月2日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示（中区）第48号

令和5年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示（中区）第49号

令和5年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等を同条例第12条の規定に基づき告示した令和5年5月19日付け広島市告示（中区）第45号を次のとおり修正します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示（中区）第50号

令和5年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等を同条例第12条の規定に基づき告示した令和5年5月26日付け広島市告示（中区）第46号を次のとおり修正します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示（中区）第51号

令和 5 年 6 月 9 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 5 2 号

令和 5 年 6 月 1 3 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、中区役所建設部建築課にて縦覧します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第 1 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 6 月 1 3 日
- 3 道路の位置 広島市中区江波南三丁目 1 3 9 7 番 2 の一部、1 3 9 7 番 3
- 4 幅員及び延長 幅員 4.0 0 m
延長 3 4.0 0 m

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 5 3 号**

令和 5 年 6 月 1 6 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6 月 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 5 4 号

令和 5 年 6 月 1 6 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 5 5 号**

令和 5 年 6 月 1 6 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6 月 1 3 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 5 6 号

令和 5 年 6 月 1 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 5 7 号**

令和 5 年 6 月 2 3 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6 月 1 9 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第 5 8 号

令和 5 年 6 月 2 3 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第 5 9 号**

令和 5 年 6 月 3 0 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 第 4 項の規定に基づき、中区役所市民部地域起こし推進課長の区物品出納員事務の一部の委任を解除しましたので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任解除を受けた区物品分任出納員  
広島市江波児童館 児童館指導員 河口 いづみ
- 2 委任解除した事務  
広島市江波児童館における物品の出納保管に関する事務
- 3 解除年月日  
令和5年6月19日

~~~~~

広島市告示（中区）第60号
令和5年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第42号**  
令和5年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示（東区）第43号
令和5年6月2日

天神川駅北口第二自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和5年6月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第44号**  
令和5年6月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により撤去し、保管した自転車等を同条例第12条の規定に基づき告示した令和5年5月16日付け広島市告示（東区）第41号を取り消します。

広島市長 松井一實

~~~~~

広島市告示（東区）第45号

令和5年6月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第46号**

令和5年6月27日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、公告認定対象区域の認定を取消しましたので、同条例第4項の規定に基づき告示します。

この関係図書は、広島市東区役所建築部建築課において、一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 認定の取消しを行った区域の場所  
広島市東区温品五丁目1233番1、1233番6、1233番7
- 2 認定の取消しを行った認定番号  
第12号
- 3 認定の取消しを行った認定年月日  
昭和44年12月8日

~~~~~

広島市告示（東区）第47号

令和5年6月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

**広島市告示（東区）第48号**

令和5年6月29日

天神川駅北口第三自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和5年6月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第49号

令和5年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第66号

令和5年6月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第67号

令和5年6月1日

広島駅南口第三A駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年5月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第68号

令和5年6月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第69号

令和5年6月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第70号

令和5年6月8日

稲荷町A駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年6月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動し

たので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第71号

令和5年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第72号

令和5年6月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第73号

令和5年6月12日

青崎駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年6月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第74号

令和5年6月12日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として平成7年5月23日付けで認可した元字品町内会(代表者 原田 芳雄)について、下記のとおり告示した事項に変更があったので同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

| 変更前             | 変更後            |
|-----------------|----------------|
| 広島市南区元字品町10番12号 | 広島市南区元字品町5番17号 |

原田 芳雄

門 隆興

広島市告示(南区)第75号

令和5年6月15日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、南区役所建設部維持管理課区出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分出納員  
南区役所建設部維持管理課  
ばい捨て防止指導員 大西 浩一  
ばい捨て防止指導員 竹益 和芳
- 2 委任させた事務  
広島市ばい捨て等の防止に関する条例第20条の規定に基づく過料の収納
- 3 委任年月日  
令和5年4月1日
- 4 委任期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示(南区)第76号

令和5年6月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(南区)第77号

令和5年6月16日

広島駅南口第三B駐輪場、広島駅南口第五駐輪場及び広島駅南口第一駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年6月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示(南区)第78号

令和5年6月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(南区)第79号

令和5年6月20日

天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年6月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示(南区)第80号

令和5年6月20日

広島駅南口第三A駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年6月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(南区)第81号

令和5年6月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(南区)第82号

令和5年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(西区)第58号

令和5年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示(西区)第59号

令和 5 年 6 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 60 号

令和 5 年 6 月 12 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 61 号

令和 5 年 6 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 62 号

令和 5 年 6 月 15 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 3 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 6 月 15 日
- 3 道路の位置 広島市西区井口三丁目 2 4 5 番 1 1 1 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.10メートル、4.20メートル、4.40メートル、4.50メートル  
延長 56.91メートル

広島市告示（西区）第 63 号

令和 5 年 6 月 23 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定

により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 64 号

令和 5 年 6 月 28 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 6 月 28 日から同年 7 月 12 日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名    | 供用開始区間                                                            | 供用開始の期日         |
|-------|--------|-------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 一般県道  | 南観音観音線 | 西区観音新町四丁目 2 8 7 4 番 1 5 5 地先から<br>西区観音新町四丁目 2 8 7 4 番地 1 4 3 地先まで | 令和 5 年 6 月 28 日 |

広島市告示（西区）第 65 号

令和 5 年 6 月 28 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（安佐南区）第 58 号

令和 5 年 6 月 2 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 6 月 2 日から同月 16 日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名               | 変更区間                                                       | 新旧別 | 幅員 (m)            | 延長 (m) |
|-------|-------------------|------------------------------------------------------------|-----|-------------------|--------|
| 市道    | 安佐南 1 区 3 0 7 号 線 | 安佐南区川内二丁目 1 6 4 8 番地 1 地先から<br>安佐南区川内二丁目 1 6 4 9 番地 1 地先まで | 旧   | 2.17<br>～<br>2.71 | 32.40  |
|       |                   |                                                            | 新   | 3.18<br>～<br>4.15 |        |

広島市告示（安佐南区）第 59 号

令和 5 年 6 月 2 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法



律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年6月2日から同月16日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                   | 供用開始の期日  |
|-------|------------|------------------------------------------|----------|
| 市道    | 安佐南1区307号線 | 安佐南区川内二丁目1648番地1地先から安佐南区川内二丁目1649番地1地先まで | 令和5年6月2日 |

広島市告示(安佐南区)第60号

令和5年6月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年6月2日から同月16日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                   | 新旧別 | 幅員(m)               | 延長(m)  |
|-------|------------|----------------------------------------|-----|---------------------|--------|
| 市道    | 安佐南2区170号線 | 安佐南区大町西一丁目37番地3地先から安佐南区大町西一丁目55番地4地先まで | 旧   | 5.90<br>~<br>6.10   | 225.20 |
|       |            |                                        | 新   | 5.90<br>~<br>6.10   | 225.20 |
|       |            |                                        | 新   | 22.00<br>~<br>39.95 | 269.10 |

広島市告示(安佐南区)第61号

令和5年6月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年6月2日から同月16日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                   | 新旧別 | 幅員(m)               | 延長(m)  |
|-------|------------|----------------------------------------|-----|---------------------|--------|
| 市道    | 安佐南3区877号線 | 安佐南区祇園八丁目929番地1地先から安佐南区祇園八丁目918番地1地先まで | 旧   | 6.00<br>~<br>9.00   | 87.85  |
|       |            |                                        | 新   | 6.00<br>~<br>9.00   | 87.85  |
|       |            |                                        | 新   | 10.60<br>~<br>39.95 | 102.80 |

広島市告示(安佐南区)第62号

令和5年6月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年6月2日から同月16日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                 | 新旧別 | 幅員(m)             | 延長(m) |
|-------|-----------|--------------------------------------|-----|-------------------|-------|
| 市道    | 安佐南3区55号線 | 安佐南区西原八丁目960番地地先から安佐南区西原八丁目960番地地先まで | 旧   | 3.25<br>~<br>3.64 | 8.35  |
|       |           |                                      | 新   | 3.65<br>~<br>3.82 | 8.35  |

広島市告示(安佐南区)第63号

令和5年6月2日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年6月2日から同月16日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                               | 供用開始の期日  |
|-------|-----------|--------------------------------------|----------|
| 市道    | 安佐南3区55号線 | 安佐南区西原八丁目960番地地先から安佐南区西原八丁目960番地地先まで | 令和5年6月2日 |

広島市告示(安佐南区)第64号

令和5年6月5日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように変更しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 指定番号 第2号
- 指定年月日 令和5年6月5日
- 道路の位置 広島市安佐南区西原九丁目の1179番の一部、1179番地先里道水路、1182番3、1182番6、1182番10、1182番16及び1182番17
- 幅員及び延長 幅員 4.00メートル~4.08メートル  
延長 41.39メートル

広島市告示(安佐南区)第65号

令和 5 年 6 月 1 2 日  
 長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 6 月 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。  
 なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安佐南区）第 66 号

令和 5 年 6 月 2 7 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。  
 その関係図面は、令和 5 年 6 月 2 7 日から同年 7 月 1 1 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等               | 所在（起点及び終点）                 |
|----|-----|--------------------|----------------------------|
| 水路 | 旧   | K3-E4-と-1-38-60号水路 | 伴中央四丁目4282番3地先から4292番2地先まで |
|    | 新   |                    | 伴中央四丁目4282番3地先から4292番2地先まで |

広島市告示（安佐南区）第 67 号

令和 5 年 6 月 3 0 日

長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 6 月 2 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。  
 なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安佐北区）第 53 号

令和 5 年 6 月 5 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。  
 その関係図面は、令和 5 年 6 月 5 日から同月 1 9 日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等        | 所在（起点及び終点）                 |
|----|-------------|----------------------------|
| 里道 | 安佐北3区581号里道 | 亀山南一丁目139番3地先から同所134番7地先まで |

広島市告示（安佐北区）第 54 号

令和 5 年 6 月 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項

の規定に基づき、平成 6 年 1 月 1 8 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上市 1 区自治会（代表者 池岡 正康）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項  
代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                                  | 新                                  |
|------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 池岡 正康<br>広島市安佐北区白木町大字井原 7 9 9 番地 1 | 長木 真吾<br>広島市安佐北区白木町大字井原 8 3 3 番地 2 |

広島市告示（安佐北区）第 55 号

令和 5 年 6 月 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 2 4 年 2 月 1 0 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した白木台団地自治会（代表者 田中 亀雄）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項  
代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|          | 旧                                    | 新                                   |
|----------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 代表者の氏名住所 | 田中 亀雄<br>広島市安佐北区白木町大字秋山 8 7 0 番地 3 6 | 木村 剛<br>広島市安佐北区白木町大字秋山 8 7 0 番地 3 9 |

広島市告示（安佐北区）第 56 号

令和 5 年 6 月 7 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年 1 月 3 1 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した長沢自治会（代表者 藤川 秀喜）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更があった事項  
代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                                    | 新                                    |
|------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 藤川 秀喜<br>広島市安佐北区安佐町大字久地 6 4 2 9 番地 3 | 亀谷 眞治<br>広島市安佐北区安佐町大字久地 6 4 0 8 番地 2 |

広島市告示（安佐北区）第 57 号

令和5年6月26日  
道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
その関係図面は、令和5年6月26日から同年7月10日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                       | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|-----------|----------------------------|-----|--------------------|----------|
| 市道    | 安佐北1区86号線 | 安佐北区白木町大字井原字上迫田1769番地1地先から | 旧   | 2.20<br>～<br>4.00  | 102.80   |
|       |           | 安佐北区白木町大字井原字下新宮1322番地1地先まで | 新   | 3.90<br>～<br>18.80 |          |

広島市告示（安佐北区）第58号

令和5年6月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。  
その関係図面は、令和5年6月26日から同年7月10日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                                   | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北1区86号線 | 安佐北区白木町大字井原字上迫田1769番地1地先から<br>安佐北区白木町大字井原字下新宮1322番地1地先まで | 令和5年6月26日 |

広島市告示（安佐北区）第59号

令和5年6月30日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和5年6月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。  
なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第60号

令和5年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第11条第2項の規定により、令和5年6月28日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安芸区）第45号

令和5年6月5日

平成8年12月13日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した成岡自治会（代表者 梅田 美津子）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

- 1 事務所  
広島市安芸区中野東二丁目15番58号
- 2 代表者の氏名及び住所  
植木 義博  
広島市安芸区中野東二丁目15番58号

広島市告示（安芸区）第46号

令和5年6月5日

平成18年7月18日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した桜台自治会（代表者 滝本 祥）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

- 1 事務所  
広島市安芸区中野東三丁目48番13-4号
- 2 代表者の氏名及び住所  
野上 浩  
広島市安芸区中野東三丁目48番13-4号

広島市告示（安芸区）第47号

令和5年6月5日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實  
次のとおり 略

広島市告示 (安芸区) 第 48 号

令和 5 年 6 月 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示 (安芸区) 第 49 号

令和 5 年 6 月 5 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示 (安芸区) 第 50 号

令和 5 年 6 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示 (安芸区) 第 51 号

令和 5 年 6 月 28 日

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 廃止番号 第 3 号
- 2 廃止年月日 令和 5 年 6 月 28 日
- 3 道路の位置 広島市安芸区船越南三丁目 2 4 9 4 番 5
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 94.00メートル

広島市告示 (安芸区) 第 52 号

令和 5 年 6 月 28 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市

条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示 (安芸区) 第 53 号

令和 5 年 6 月 28 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示 (安芸区) 第 54 号

令和 5 年 6 月 28 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示 (佐伯区) 第 58 号

令和 5 年 6 月 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示 (佐伯区) 第 59 号

令和 5 年 6 月 8 日

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 2 号
- 2 指定年月日 令和 5 年 6 月 8 日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区坪井一丁目 1 2 4 3 番 4 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.22メートル  
延長 12.99メートル

広島市告示 (佐伯区) 第 60 号

令和5年6月8日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年6月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第61号

令和5年6月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第62号

令和5年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第63号

令和5年6月9日

広電佐伯区役所前駐駐輪場及び広電楽々園駐駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年6月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第64号

令和5年6月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年6月19日から同年7月3日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名      | 変更区間                                           | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|----------|------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯5区15号線 | 佐伯区湯来町大字伏谷字大下631番地2地先から佐伯区湯来町大字伏谷字大下627番地3地先まで | 旧   | メートル<br>5.50<br>～<br>9.20 | メートル<br>49.70 |
|       |          |                                                | 新   | メートル<br>6.40<br>～<br>9.20 | メートル<br>49.70 |

広島市告示(佐伯区)第65号

令和5年6月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年6月19日から同年7月3日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名      | 供用開始                                           | 供用開始の期日   |
|-------|----------|------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 佐伯5区15号線 | 佐伯区湯来町大字伏谷字大下631番地2地先から佐伯区湯来町大字伏谷字大下627番地3地先まで | 令和5年6月19日 |

広島市告示(佐伯区)第66号

令和5年6月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第67号

令和5年6月22日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、令和5年6月22日から同年7月6日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 種類 | 路線名等     | 所在(起点及び終点)        |
|----|----------|-------------------|
| 里道 | 佐伯3区586号 | 佐伯区屋代三丁目201番2地先から |

|    |                   |
|----|-------------------|
| 里道 | 佐伯区屋代三丁目201番2地先まで |
|----|-------------------|

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第68号
 令和5年6月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第69号**  
 令和5年6月23日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年6月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

=====  
**選管告示**  
 =====

**広島市選挙管理委員会告示第22号**  
 令和5年6月1日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づき提出された公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を同法第192条の規定により、次のとおり公表します。

広島市選挙管理委員会  
 委員長 二 國 則 昭

**公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨**

- 選挙の種類  
 令和5年4月9日執行 広島市長選挙
- 選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
 21,364,000円
- 報告書の要旨  
 別紙のとおり。

別 紙

|         |      |      |     |      |               |
|---------|------|------|-----|------|---------------|
| 候補者氏名   | 大山 宏 | 所属党派 | 無所属 | 期間   | 3月26日から4月9日まで |
| 出納責任者氏名 | 大山 宏 | 所属党派 |     | 第1回分 |               |
| 収入      |      |      |     | 支出   |               |
| 主たる寄附   |      |      |     | 人件費  | -             |

|          |       |       |        |    |
|----------|-------|-------|--------|----|
| (氏名、団体名) | (職 業) | (寄附額) | 家屋費    | -  |
|          |       | -     | 選挙事務所費 | -  |
|          |       |       | 集会会場費  | -  |
|          |       |       | 通信費    | -  |
|          |       |       | 交通費    | -  |
|          |       |       | 印刷費    | -  |
|          |       |       | 広告費    | -  |
|          |       |       | 文具費    | -  |
|          |       |       | 食糧費    | -  |
|          |       |       | 休泊費    | -  |
|          |       |       | 雑 費    | -  |
| その他の寄附   | - 件   | -     |        |    |
| その他の収入   |       | -     |        |    |
| 今回計      |       | -     | 今回計    | 0円 |
| 前回計      |       | -     | 前回計    | -  |
| 総 計      |       | -     | 総 計    | 0円 |

|              | 項 目     | 金 額 |
|--------------|---------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | -円  |
|              | ビラの作成   | -円  |
|              | 計       | -円  |

|          |                  |
|----------|------------------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年4月11日 第1回報告分 |
|----------|------------------|

別 紙

|             |       |          |        |            |                |
|-------------|-------|----------|--------|------------|----------------|
| 候補者氏名       | 高見 篤己 | 所属党派     | 日本共産党  | 期間         | 3月15日から4月14日まで |
| 出納責任者氏名     | 角谷 進  | 所属党派     |        | 第1回分       |                |
| 収入          |       |          |        | 支出         |                |
| 主たる寄附       |       |          |        | 人件費        | -              |
| (氏名、団体名)    | (職 業) | (寄附額)    | 家屋費    | 70,000円    |                |
| 日本共産党広島県委員会 | 政党    | 353,409円 | 選挙事務所費 | 70,000円    |                |
|             |       |          | 集会会場費  | 0円         |                |
|             |       |          | 通信費    | -          |                |
|             |       |          | 交通費    | -          |                |
|             |       |          | 印刷費    | 1,290,800円 |                |
|             |       |          | 広告費    | 25,145円    |                |
|             |       |          | 文具費    | -          |                |
|             |       |          | 食糧費    | 3,619円     |                |
|             |       |          | 休泊費    | -          |                |
|             |       |          | 雑 費    | 3,845円     |                |
| その他の寄附      | - 件   | -        |        |            |                |
| その他の収入      |       | -        |        |            |                |
| 今回計         |       | 353,409円 | 今回計    | 1,393,409円 |                |
| 前回計         |       | -        | 前回計    | -          |                |
| 総 計         |       | 353,409円 | 総 計    | 1,393,409円 |                |

|              | 項 目     | 金 額        |
|--------------|---------|------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 963,000円   |
|              | ビラの作成   | 77,000円    |
|              | 計       | 1,040,000円 |

|          |                  |
|----------|------------------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年4月18日 第1回報告分 |
|----------|------------------|

別紙

|                              |                  |            |            |            |               |
|------------------------------|------------------|------------|------------|------------|---------------|
| 候補者氏名                        | 松井 一實            | 所属         | 無所属        | 期間         | 2月7日から4月19日まで |
| 出納責任者氏名                      | 大場 史郎            | 党派         |            | 第1回分       |               |
| 収入                           |                  |            | 支出         |            |               |
| 主たる寄附<br>(氏名、団体名) (職業) (寄附額) |                  |            | 人件費        | 1,922,000円 |               |
| 自由民主党広島<br>県支部連合会            | 政党の支部            | 300,000円   | 家屋費        | 2,192,746円 |               |
| 松井かずみ後援<br>会                 | その他の政<br>治団体     | 5,000,000円 | 選挙事務所費     | 1,695,746円 |               |
|                              |                  |            | 集合会場費      | 497,000円   |               |
|                              |                  |            | 通信費        | -          |               |
|                              |                  |            | 交通費        | 399,820円   |               |
|                              |                  |            | 印刷費        | 2,076,280円 |               |
|                              |                  |            | 広告費        | 1,742,130円 |               |
|                              |                  |            | 文具費        | 327,358円   |               |
|                              |                  |            | 食糧費        | 116,112円   |               |
|                              |                  |            | 休泊費        | -          |               |
|                              |                  |            | 雑費         | 144,116円   |               |
| その他の寄附                       | 139件             | 1,112,000円 |            |            |               |
| その他の収入                       |                  | 1,000,000円 |            |            |               |
| 今回計                          |                  | 7,412,000円 | 今回計        | 8,920,562円 |               |
| 前回計                          |                  | -          | 前回計        | -          |               |
| 総計                           |                  | 7,412,000円 | 総計         | 8,920,562円 |               |
|                              | 項 目              |            | 金 額        |            |               |
| 支出のうち公費<br>負担相当額             | ポスターの作成          |            | 1,261,080円 |            |               |
|                              | ビラの作成            |            | 490,700円   |            |               |
|                              | 計                |            | 1,751,780円 |            |               |
| 報告書受理年月日                     | 令和5年4月24日 第1回報告分 |            |            |            |               |

別紙

|                              |       |            |        |            |                |
|------------------------------|-------|------------|--------|------------|----------------|
| 候補者氏名                        | 松井 一實 | 所属         | 無所属    | 期間         | 4月20日から5月24日まで |
| 出納責任者氏名                      | 大場 史郎 | 党派         |        | 第2回分       |                |
| 収入                           |       |            | 支出     |            |                |
| 主たる寄附<br>(氏名、団体名) (職業) (寄附額) |       |            | 人件費    | -          |                |
|                              |       |            | 家屋費    | -          |                |
|                              |       |            | 選挙事務所費 | -          |                |
|                              |       |            | 集合会場費  | -          |                |
|                              |       |            | 通信費    | 21,003円    |                |
|                              |       |            | 交通費    | -          |                |
|                              |       |            | 印刷費    | -          |                |
|                              |       |            | 広告費    | -          |                |
|                              |       |            | 文具費    | -          |                |
|                              |       |            | 食糧費    | -          |                |
|                              |       |            | 休泊費    | -          |                |
|                              |       |            | 雑費     | 90,584円    |                |
| その他の寄附                       | -件    | -          |        |            |                |
| その他の収入                       |       | -          |        |            |                |
| 今回計                          |       | -          | 今回計    | 111,587円   |                |
| 前回計                          |       | 7,412,000円 | 前回計    | 8,920,562円 |                |
| 総計                           |       | 7,412,000円 | 総計     | 9,032,149円 |                |

|                  |         |            |
|------------------|---------|------------|
|                  | 項 目     | 金 額        |
| 支出のうち公費<br>負担相当額 | ポスターの作成 | 1,261,080円 |
|                  | ビラの作成   | 490,700円   |
|                  | 計       | 1,751,780円 |

|          |                  |
|----------|------------------|
| 報告書受理年月日 | 令和5年5月24日 第2回報告分 |
|----------|------------------|

広島市選挙管理委員会告示第23号

令和5年6月1日

令和5年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,604人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,522人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中 区 38,339人

東 区 32,674人

南 区 39,216人

西 区 51,649人

安佐南区 65,527人

安佐北区 39,376人

安芸区 21,323人

佐伯区 38,623人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の

規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数  
1 6 3, 3 6 3 人

**教育委員会告示**

広島市教育委員会告示第 9 号

令和 5 年 6 月 7 日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 松井勝憲

- 1 日 時 令和 5 年 6 月 1 4 日（水） 午後 1 時 3 0 分
- 2 場 所 中区役所 6 階教育委員会
- 3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 広島市立学校児童生徒数等（令和 5 年 5 月 1 日現在）について（報告）
- (2) 第 2 期「広島市の学校における働き方改革推進プラン」の策定について（報告）
- (3) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）

【非公開予定議題】

- (4) 訴訟について（報告）

**監査公表**

広島市監査公表第 1 2 号

令和 5 年 6 月 1 2 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 山 本 昌 宏  
 同 平 野 太 祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

- (1) 対象局部課等

財政局 税務部 税制課  
 市民税課  
 固定資産税課  
 市税事務所（中央、東部、西部、北部）  
 税務室（南、安芸、佐伯、安佐北）

収納対策部 徴収第一課  
 徴収第二課

徴収第三課  
 徴収第四課  
 特別滞納整理課

区役所（中）

市民部 市民課  
 市役所サービス・コーナ  
 ー

（東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯）

市民部 出張所（12か所）  
 連絡所（6か所）

(2) 監査の範囲

令和 4 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和 4 年 1 1 月 1 0 日から令和 5 年 5 月 2 3 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第 1 3 号

令和 5 年 6 月 1 2 日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 山 本 昌 宏  
 同 平 野 太 祐

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体監査結果公表

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

- (1) 対象局部課等

健康福祉局 健康福祉企画課  
 地域共生社会推進課  
 監査指導課  
 保護自立支援課

区役所（中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯）

市民部 区政調整課



厚 生 部 地域起こし推進課  
 地域支えあい課  
 福 祉 課  
 生 活 課

社会福祉法人広島市社会福祉協議会

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

また、財政援助団体にあつては、出納その他の事務とした。

2 監査の期間

令和4年11月15日から令和5年5月23日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体にあつては、当該財政的援助に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第14号

令和5年6月12日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 山 本 昌 宏  
 同 平 野 太 祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

こども未来局  
 こども・家庭支援課  
 (家庭支援係及び母子保健係に限る。)  
 保 育 園 (23園)  
 区 役 所 (安佐北)  
 市 民 部 地域起こし推進課  
 (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)  
 厚 生 部 地域支えあい課

福 祉 課

(注) 保育園(23園)のうち1園については、直前通知型定期監査を実施した。

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和4年12月8日から令和5年5月23日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第15号

令和5年6月12日

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 山 本 昌 宏  
 同 平 野 太 祐

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

都市整備局 都市計画課  
 緑化推進部 緑 政 課  
 公園整備課  
 スタジアム建設部  
 指 導 部 建築指導課  
 宅地開発指導課  
 区 役 所 (中、東、南、西)  
 市 民 部 地域起こし推進課  
 建 設 部 維持管理課  
 建 築 課  
 地域整備課  
 (安佐南、安佐北、安芸、佐伯)  
 市 民 部 地域起こし推進課  
 農林建設部 維持管理課

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|--|-------|-----|-------|---------------|--|-----|-------|--|-------|-----------------|--|-------|-------|--|-------|----------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----|--|--------|--------|-----|--|-------|--|-----|--|--------|--|-----|--|--------|--|------|--|-------|-----------------------------|--|-----|----------|--|-----|--|-------|
| <p style="text-align: center;">建 築 課<br/>地域整備課</p> <p>公益財団法人広島市みどり生きもの協会</p> <p>(2) 監査の範囲<br/>令和 4 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。<br/>ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。<br/>また、財政援助団体等においては、出納その他の事務とした。</p> <p>2 監査の期間<br/>令和 4 年 11 月 11 日から令和 5 年 5 月 23 日まで</p> <p>3 監査の着眼点<br/>市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体等においては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。</p> <p>4 監査の実施内容<br/>抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。</p> <p>5 監査の結果<br/>上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;"><b>広島市監査公表第 16 号</b><br/>令和 5 年 6 月 12 日</p> <p style="text-align: center;">広島市監査委員 政 氏 昭 夫<br/>同 井 戸 陽 子<br/>同 山 本 昌 宏<br/>同 平 野 太 祐</p> <p style="text-align: center;"><b>定期監査及び行政監査並びに出資団体監査結果公表</b></p> <p>地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 監査の対象</p> <p>(1) 対象局部課等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">下水道局</td> <td style="width: 50%;">経営企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川防災課</td> </tr> <tr> <td>施設部</td> <td>計画調整課</td> </tr> <tr> <td>区役所 (中、東、南、西)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>維持管理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域整備課</td> </tr> <tr> <td>(安佐南、安佐北、安芸、佐伯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林建設部</td> <td>維持管理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域整備課</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人広島県下水道公社</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 監査の範囲</p> | 下水道局     | 経営企画課 |  | 河川防災課 | 施設部 | 計画調整課 | 区役所 (中、東、南、西) |  | 建設部 | 維持管理課 |  | 地域整備課 | (安佐南、安佐北、安芸、佐伯) |  | 農林建設部 | 維持管理課 |  | 地域整備課 | 公益財団法人広島県下水道公社 |  | <p>令和 4 年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。<br/>ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。<br/>また、出資団体においては、出納その他の事務とした。</p> <p>2 監査の期間<br/>令和 4 年 11 月 10 日から令和 5 年 5 月 23 日まで</p> <p>3 監査の着眼点<br/>市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、出資団体においては、当該出資に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。</p> <p>4 監査の実施内容<br/>抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。</p> <p>5 監査の結果<br/>上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;"><b>広島市監査公表第 17 号</b><br/>令和 5 年 6 月 12 日</p> <p style="text-align: center;">広島市監査委員 政 氏 昭 夫<br/>同 井 戸 陽 子<br/>同 山 本 昌 宏<br/>同 平 野 太 祐</p> <p style="text-align: center;"><b>定期監査及び行政監査並びに指定管理者監査結果公表</b></p> <p>地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 監査の対象</p> <p>(1) 対象局部課等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育委員会 事務局 青少年育成部</td> <td style="width: 50%;">育成課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放課後対策課</td> </tr> <tr> <td>(教育機関)</td> <td>幼稚園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5 園)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(24 校)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(11 校)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2 校)</td> </tr> <tr> <td>区役所 (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>地域起こし推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童館</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8 館)</td> </tr> </table> <p>公益財団法人広島市文化財団</p> | 教育委員会 事務局 青少年育成部 | 育成課 |  | 放課後対策課 | (教育機関) | 幼稚園 |  | (5 園) |  | 小学校 |  | (24 校) |  | 中学校 |  | (11 校) |  | 高等学校 |  | (2 校) | 区役所 (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯) |  | 市民部 | 地域起こし推進課 |  | 児童館 |  | (8 館) |
| 下水道局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 経営企画課    |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 河川防災課    |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
| 施設部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 計画調整課    |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
| 区役所 (中、東、南、西)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |          |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
| 建設部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 維持管理課    |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 地域整備課    |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
| (安佐南、安佐北、安芸、佐伯)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
| 農林建設部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 維持管理課    |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 地域整備課    |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
| 公益財団法人広島県下水道公社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
| 教育委員会 事務局 青少年育成部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 育成課      |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 放課後対策課   |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
| (教育機関)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 幼稚園      |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | (5 園)    |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 小学校      |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | (24 校)   |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 中学校      |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | (11 校)   |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 高等学校     |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | (2 校)    |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
| 区役所 (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
| 市民部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 地域起こし推進課 |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 児童館      |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | (8 館)    |       |  |       |     |       |               |  |     |       |  |       |                 |  |       |       |  |       |                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                  |     |  |        |        |     |  |       |  |     |  |        |  |     |  |        |  |      |  |       |                             |  |     |          |  |     |  |       |

(注) 小学校(24校)及び中学校(11校)のうち各1校については、直前通知型定期監査を実施した。

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

また、指定管理者にあっては、公の施設の管理に係る出納その他の事務とした。

2 監査の期間

令和4年11月10日から令和5年5月23日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、指定管理者にあっては、当該公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第18号

令和5年6月12日

広島市監査委員 政氏 昭夫  
同 井戸 陽子  
同 山本 昌宏  
同 平野 太祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

固定資産評価審査委員会

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和5年2月16日から同年5月23日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第19号

令和5年6月12日

広島市監査委員 政氏 昭夫  
同 井戸 陽子  
同 山本 昌宏  
同 平野 太祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

都市整備局 都市機能調整部 区画整理事務所(青崎地区、西広島駅北口地区)

西風新都整備部

緑化推進部 公園整備課

スタジアム建設部

住宅部 住宅整備課

道路交通局 道路部 街路課

都市交通部

下水道局 管理部 維持課

水資源再生センター(千田、江波、旭町、西部)

施設部 管路課

施設課

水道局 技術部 施設課

管路設計課

管路工事課

管理事務所(中部、東部、西部、北部)

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する契約金額が100万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務とした。

2 監査の期間

令和4年11月14日から令和5年5月23日まで

3 監査の着眼点

(1) 工事の設計、積算、契約及び施工等並びに委託業務の内容及び積算等が法令に適合し、正確に実施されているか、また、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(2) 過去に実施した工事監査の中で検出した事務処理誤り等について、類似の工事等の事務が改善され適切に実施している

か。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第20号

令和5年6月30日

令和5年5月10日付け第202号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 本 昌 宏  
同 平 野 太 祐

別紙

広 監 第 2 5 号

令和5年6月30日

請求人

(略)

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 本 昌 宏  
同 平 野 太 祐

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について  
(通知)

令和5年5月10日付け第202号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

請求書の記載内容から、請求の要旨は次のとおりと整理できる。

1 事実関係

令和3年8月1日、広島市は市営基町駐車場の土地及び建物との交換により、広島市中区基町に所在する広島商工会議所ビルの土地及び建物（以下、この建物を「本件ビル」という。）を取得した。

本件ビルは、鉄骨鉄筋コンクリート造り地下2階地上12階建ての建物であり、床面積延べ1万3,818.45平方

メートル、土地は面積1,788.45平方メートルである。

広島市は本件ビルのうち、約7,786平方メートルを広島商工会議所に賃貸し、広島商工会議所はこのうち約3,864平方メートルを第三者への転貸部分とし、その他の部分を自己利用している。（令和3年8月1日賃貸借契約当初）

また、本件ビルの共用部分の維持管理については、清掃・警備、来館者対応業務などについて、広島商工会議所に委託している。

2 違法又は不当性

(1) 本件ビルが、赤字によって運営されていることは、財産の適正な管理を怠るものである。

令和3年度（令和3年8月1日から令和4年3月31日まで）の本件ビルにおける共益費を含む広島市の賃料収入は、80,099千円、管理運営費は、82,991千円となっており、赤字である。この状況は、当該措置請求（注：後記第3の4後段に記述する広島市職員に関する措置請求）によっても何ら改善されてないことから、現在も、同様の状況である。

そもそも、本件ビルについては、財産交換に当たり、令和3年3月に不動産鑑定士による鑑定評価がなされ、その中で、本件ビルの収益について、市場賃料を参考に今後10年間で、12億7900万円と見込んでいるところである。交換した市営基町駐車場の今後10年間で9億9000万円の収益を上回る数字である。

毎年1億2790万円の収益が上がるはずなのに、本市は、収益が全く上がらない状況で運営しているのである。

なぜ、そのようなことになっているのか。それは、市が適正な賃料を広島商工会議所から徴収していないことによる。広島商工会議所へ貸付に係る賃料については、広島市は、普通財産（不動産）の貸付料算定基準に基づいて算定されている。この額が市場賃料に比べて著しく低額なのである。

市が広島商工会議所から受け取る賃料は、市場賃料に比べ、ほぼ半額である。

この点、市は、「本件ビルは、財産交換後短期間で全てのテナントに立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産であり、こうした制約のある不動産の貸付料は、一般的に市場価値よりも相当に低く評価されるものであるが、その参考となる近傍類似事例等が存在せず、貸付料算定基準の原則により算定したものであり、妥当」としている。

そして、「テナントを令和9年3月31日まで退去させるべく、広島市商工会議所に対し、テナントへの意思確認の上、改めて定期借家契約を締結することを求めるなどの措置が講じられている」とする。

しかしながら、市と商工会議所の令和3年6月25日付けの覚書（以下、単に「覚書」という。）第5条第1項によると、商工会議所に対してテナントと定期借家契約を締結するよう求めているだけであり、「テナントがこれに

じない場合は、従前の契約を継続する」とされているにすぎない。

すなわち、テナントが応じたら定期貸借契約にして欲しいと言っているだけであり、基本的には従前の契約が継続されることとなっているものである。

そればかりか、同条第2項によると、「テナントの賃貸借が終了した場合は、商工会議所は、新たなテナントを求めて、転貸することができる。」としている。

このような覚書の規定からは、令和9年3月31日までにすべてのテナントに退去してもらえらるための保障は全くないに等しく（「当該監査結果」（注：後記第3の4後段に記述する広島市職員に関する措置請求に係る監査結果）の意見においても、本件ビルについては、解体によって景観改善という行政目的を確実に実現するため、市において、広島商工会議所による転貸部分に係る契約の推移やテナントの退去の状況を定期的に把握する」よう、求めているのは、監査委員もこの点を危惧していたことがうかがえる。）、「極めて特殊な不動産」として取扱うことはできないことは明らかである。

一方、本来、本件ビルのような、建物が賃貸された建物が譲渡された場合、建物の譲受人が賃貸人たる地位を引き継ぐところ、広島市は商工会議所と本件ビルについて賃貸借契約を締結したことから、商工会議所とテナントとの間における賃貸借契約の賃貸人たる地位を承継することはなかった（民法605条の2第2項）。もっとも、広島市と商工会議所との本件ビルについての賃貸借契約が終了すれば、商工会議所に留保されていた本件ビルのテナントとの間の賃貸借契約の賃貸人たる地位を広島市が承継することになる。そうなれば、定期借家契約の締結に応じなかったテナントに対し、広島市が賃貸人としての責任を負うことになってしまう。

このような意味においても、令和9年3月31日までにすべてのテナントに退去してもらおうことを商工会議所がなしえなかった場合、明け渡しの交渉は広島市においてしなければならないことになってしまうのである。

なお、本件ビルは、商工会議所が、広島市と財産交換契約をするより前から、ずっと、テナントとは賃貸借契約を締結していたものであり、もともとの賃貸借契約により商工会議所がもともとの賃料を受け取っているのであれば、「極めて特殊な不動産」と扱い、広島市が低額な賃料で商工会議所に賃貸することは、不当な利得を商工会議所に与える結果となることになることにも留意が必要である。

よって、令和9年3月31日までにすべて退去してもらおう極めて特別な不動産と断ずることは無理があり、賃料を市場賃料より相当低く設定することに合理的理由はない。

以上のように、現在の商工会議所に対する貸付料の設定は、広島市財産条例第9条第1項の「普通財産の交換価額、譲渡価額、貸付料の額及び私権設定の価額は、適正な時価により評定した額をもつてしなければならない」の規

定に違反するものである（この点について監査委員も前述の意見に続けて、「他都市では、大規模な公有財産の貸付の場合におけるその貸付料の決定に際し、慎重かつ専門的な判断を経る手続を設けている例が見られることから、そうした事例を調査するなどして、本市でも制度の改善を検討されたい」と指摘している。）。

したがって、商工会議所ビルの運営について、広島市財産条例第9条第1項に違反して、市場賃料と比べ、著しく低廉な賃料で広島商工会議所に貸し付け、本来収益が見込めるテナントビルを全く収益が上がらない状態で運営していることは、普通財産の適正な管理を怠っていることは、明らかである。

地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」の地方自治経営の根本原則にも違反しているものである。

なお、そもそも、市は商工会議所ビルを広島商工会議所に貸し付け、さらにテナントに転貸することを認めているのであるが、そもそも、広島市は普通財産の転貸を認めないことを付記しておく。普通財産（不動産）貸付事務処理方針は、転貸について一切の規定がないからである。

(2) 広島商工会議所ビルの管理委託業務を広島商工会議所と随意契約により委託していることの違法性について

広島市は、本件ビルの管理を令和3年8月1日から広島商工会議所に委託している。

広島市の本件管理委託業務の契約締結伺いによれば、随意契約とした根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当とする。すなわち、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するというのである。

しかしながら、本件管理業務は、ごく一般的なテナントビルの管理業務であり、一つとして、その性質又は目的が競争入札に適しないものはなく、すべて、競争入札になじむものである。

なぜ、このような随意契約が締結されたかといえば、令和3年6月25日に広島市長と広島商工会議所会頭の間で交わされた覚書第7条第2項の規定により、「広島市は令和9年3月31日まで商工会議所ビルの管理業務を広島商工会議所に委託する」と約しているからである。

随意契約という手法を取ることが妥当か審査を行う「都市整備局委託業務等競争入札参加者等第一指名委員会」が本件契約について承認を出したのは、契約締結直前の令和3年7月26日であり、しかも委員会は開催されることなく、持ち回り審議で決裁されている。

既に、市長と商工会議所会頭の間で約しているものを、市の内部審査委員会が何ら疑問を呈することもなく追認したものと推察される。

本来、こうした随意契約を締結することを容認する覚書

を締結するのなら、その前に指名委員会に諮るべきであり、こうした点にも手続き的な瑕疵があると言える。

以上、広島市が本件ビルの管理業務を随意契約により広島商工会議所に委託しているのは、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号に違反するものである。

3 損害額

市は、本件ビルについて、商工会議所から適正な賃料を徴収せず、かつ、本来入札すべき管理委託契約を随意契約によったことにより、現在までで、総額 124,361 千円の損害が発生しており、この状態は、現在も続いていることから、改善されない場合には、さらに損害が拡大することとなる。

(1) 商工会議所に対する低廉な賃料による損害額

113,587 千円

(2) 本件ビルの管理業務を競争入札によらず、広島商工会議所に対して委託していることによる損害額

10,774 千円

4 求める措置

2(1)に関しては、広島市長に対し、早急に本件ビルの広島商工会議所に対する賃料を市場賃料とするなど適正化することを請求する。

2(2)に関しては、広島市長に対し、早急に本件ビルの管理業務について、競争入札を行い、速やかに落札したその相手方に管理業務の受託を移管させることを請求する。

(事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。)

- ・委託契約書 (旧広島商工会議所ビルディング管理業務)
- ・旧広島商工会議所ビルディング管理業務委託契約の締結について (伺い)
- ・旧広島商工会議所ビルディング管理業務の契約方法及び契約の相手方について (伺い)
- ・財産交換仮契約に関する覚書の交換について (伺い)
- ・不動産鑑定評価書 (有限会社総合アプレイザル)
- ・鑑定評価書 (株式会社谷澤総合鑑定所)

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の所定の要件を具備するものと認め、令和 5 年 5 月 23 日に、同月 10 日付けでこれを受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からは証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 広島市長 (都市整備局都市機能調整部、財政局管財課及び同局契約部物品契約課) の意見書

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めるとともに、広島市財産条例 (昭和 39 年広島市条例第 8 号) 及び広島市契約規則 (昭和 39 年広島市規則第 28 号) を所管する観点からの見解等を求めたところ、令和 5 年 6 月 5 日付け広都機第 32 号により意見書の提出があった。なお、陳述は行われなかった。

この意見書の主な内容は、次のとおりと整理できる。

(1) 本市の意見

請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 本市の意見の理由

ア 経緯

本市が商工会議所ビルを取得し、管理運営を行うに至った経緯は次のとおりである。基町駐車場周辺における再開発事業 (以下「再開発事業」という。) について、同事業の実施に併せて、本市の長年の懸案事項となっていた原爆ドームの背景の景観改善を同時に決着することができるならば、紙屋町・八丁堀地区の都市機能の一層の充実・強化を図ることができるとの判断の下、平成 30 年に本市から商工会議所に対し、商工会議所ビルの移転を提案し、そのための手段として基町駐車場との財産交換を先行させることについて、地権者も含めた関係者で議論を重ねた結果、合意が成立したものである。

本市は各交換財産 (商工会議所ビル及び基町駐車場) の不動産鑑定評価を行い、関連予算案について令和 3 年第 1 回市議会定例会の議決を得た後、令和 3 年第 2 回市議会定例会において財産交換議案が令和 3 年 6 月 25 日付けで議決された。また、同日付けで交換後の各財産を円滑に運営するための利用等に関する事項を定めた覚書を締結している。その後、関連する事務手続を進め、令和 3 年 8 月 1 日付けで商工会議所と財産交換を行い、商工会議所ビルを本市所有とするとともに、同日付けで商工会議所ビルに関する定期建物賃貸借契約及び管理業務委託契約を、商工会議所と締結したものである。

請求人は、財産交換後の財産の管理及び商工会議所ビルに係る貸付料の算定、管理業務の随意契約の違法性等について指摘し、そのことをもって本市が商工会議所ビルの適正な管理を怠っていると主張しているため、以下、これらの点について述べる。

イ 広島商工会議所ビルの貸付料等について

普通財産として取得した商工会議所ビルは、商工会議所が再開発ビルに移転した後は速やかに解体 (処分) することを予定しているが、処分までの間、市は商工会議所等に貸し付け、貸付料を得ている。

普通財産の貸付料の算定については、広島市財産条例第 9 条第 1 項で、適正な時価とする旨定め、「適正な時

価」については、普通財産（不動産）の貸付料算定基準の1の(2)で、直近の基準年度の固定資産税評価相当額を用いて算出する旨定めている。

また、前記算出額が近傍類似の民間賃貸事例等に比較して著しく高額又は低額と認められる場合など、この基準により算定することが適当でないことを認めることができる場合は、調整措置として財政局長の承認を得て貸付料を別に定めることができる旨定めている。

本市が財産交換により取得した商工会議所ビルは、前記アのとおり、特定の時期に解体することを目的に取得したものであり、取得から約5年半という短期間で全ての賃借人に立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産である。

こうした特殊な制約のある不動産の貸付料は、一般的に市場よりも相当に低く評価されるものであるが、その参考となる近傍類似事例等が存在せず、また、客観性のある確立された評価手法もない。このことは、不動産鑑定士からあらかじめ意見を聴取し、同様の見解を得ている。

このため、商工会議所ビルの貸付料の算定に当たっては、本市「普通財産（不動産）の貸付料算定基準」の基準どおり、直近の基準年度の固定資産税評価相当額を用いて算定したものであり、広島市財産条例の規定に、何ら違反するものではない。

また、覚書第5条第3項では借地借家法第38条の趣旨に鑑み、期限までに転借人を退去させ、自己利用部分と併せて本市に返還すべき義務について規定をしたところであるが、覚書第5条第4項により、期限までに退去しない転借人がいる場合に退去させることに要する補償費、人件費、弁護士費用その他費用を賃借人（商工会議所）が全面的に負うこととしている。このため、商工会議所がテナントの立退きに係る責務を免れているという請求人の指摘は当たらない。

そもそも行政財産と同様、普通財産についても財産の特性に応じた維持管理を行うためには所要の経費が必要であり、財産を適正に管理しているか否かは、財産貸付収入と管理運営費支出の差額のみで評価すべきではない。本市は、商工会議所等に賃貸している床以外についても、公益的法人、広島サミット県民会議事務局などその時々々の公共的な需要に対応した執務室及び都心の活性化に資するコワーキングスペース等に有効活用している。

以上のことから、市は普通財産である商工会議所ビルを有効に活用しており、適正な管理を怠っているという請求人の指摘は当たらない。

なお、本市において、普通財産の転貸借に係る規定や基準を条例等に定めていないが、転貸借を認めないという趣旨ではない。また、民法第612条は、転貸するに当たって賃借人の承諾が必要である旨定めている。

ウ 商工会議所ビルの管理業務を随意契約により委託していることについて

本市は、基町駐車場周辺の再開発事業を官民一体で推進するとともに、原爆ドームの北側を望む良好な景観の形成に資するため、基町駐車場と商工会議所ビルとの財産交換を行ったが、この目的を円滑に実現するためには、商工会議所が再開発ビルに移転するまでの間、商工会議所が商工会議所ビルを使用することを許容するとともに、入居しているテナントを令和9年3月31日までに退去させる必要がある。

また、商工会議所ビルの管理については、従前の利用を継続しつつも、短期間で解体することを踏まえた適切な維持管理・補修等を行うことが求められるところ、長年にわたり商工会議所ビルを管理運営し、施設の利用状況や建物・設備の状態を詳細に把握している商工会議所にこれを引き続き担わせることが、最も円滑かつ効果的であり、さらに、テナントとの退去に向けた交渉を短期間で着実に行うためには、これを従来の賃借人である商工会議所に行わせることが最も有効であると判断したものである。

以上の理由により、市は財産交換に先立って交換後の財産管理に関する規定を含んだ覚書を商工会議所と締結し、同覚書において、本市と商工会議所とが定期建物賃貸借契約を締結すること及び商工会議所と従前からのテナントとの転貸借契約を認めつつ、テナントとの退去に向けた交渉を商工会議所が行うことを定めたものである。

商工会議所ビルの管理業務を随意契約により委託するに当たっては、管理運営費について商工会議所ビルの過去の実績額だけでなく、他のビル管理業者からも見積りを徴取し、その額を勘案した上で予定価格を設定したものであり、違法又は不当な点はない。

さらに、広島市都市整備局業務委託等競争入札参加者指名委員会において、随意契約によることの適否及び随意契約の相手方の選考を審査した上で契約を締結しており、法令等に照らして事務手続に何ら問題なく、手続上の瑕疵があるという指摘も当たらない。

#### エ 結論

以上のことから、請求人が主張する内容について、いずれも理由がなく、また本市には何ら損害が発生していないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

### 3 監査対象事項

#### (1) 請求事項A（本件ビルの取支が赤字であること）について

請求人は、広島商工会議所ビル（以下、請求人の請求の要旨又は市長の意見書の引用部分を除き、「本件ビル」という。）の運営について、維持管理に係る支出と本件ビルの広島商工会議所等に対する貸付けに伴う収入を比較し、

本件ビルが赤字で運営されており、これは市場賃料と比べ著しく低額な賃料で広島商工会議所に貸し付け、本来収益が見込めるテナントビルを全く収益が上がらない状態で運営していることによるものであるから、市長は財産の適正な管理を怠っている、すなわち違法又は不当な財産の管理であると主張していると認められる。

この主張を踏まえ、次の点について監査した。

- ア 市が算定した貸付料の算定は適正か。
- イ 普通財産に係る収支が赤字であることが、違法又は不当であるか。

(2) 請求事項B（本件維持管理業務の随意契約）について

請求人は、本件ビルの維持管理業務の内容は一般的なテナントビルの管理業務であり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に規定される「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」には当たらないことから、広島商工会議所を随意契約の相手方とした本件ビルの維持管理業務（以下、請求人の請求の要旨又は市長の意見書の引用部分を除き、「本件維持管理業務」という。）に係る委託契約（以下、請求人の請求の要旨又は市長の意見書の引用部分を除き、「本件業務委託契約」という。）は違法又は不当な契約の締結であると主張していると認められる。

また、本件業務委託契約は、令和3年6月25日に締結された覚書（以下、請求人の請求の要旨又は市長の意見書の引用部分を除き、「本件覚書」という。）に規定されていたものであり、本件覚書の締結より前に競争入札参加者等指名委員会の審査に付されるべきところ、本件業務委託契約の直前に付議されており、本件業務委託契約の手続には瑕疵があることから、本件業務委託契約は違法又は不当な契約の締結であると主張していると認められる。

これらの主張を踏まえ、次の点について監査した。

- ア 随意契約としたことが違法又は不当であるか。
- イ 随意契約に当たり適正な手続が行われているか。

4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うなどして監査した。

ただし、本件ビルの貸付けに関する事項については、別添1の令和4年12月26日付け広島市監査公表第51号で監査結果（以下「前回監査結果」という。）を公表した広島市職員に関する措置請求における監査の知見及び前回監査結果を活用した。

第4 監査の結果

1 事実の確認

(1) 本件ビルの維持管理及び貸付けに係る主な経緯

本件ビルの維持管理及び貸付けに係る経緯を整理する

と、次のとおりである。

| 年月日      | 内 容                                                                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3.5.25 | 市・広島商工会議所の間で財産交換仮契約を締結                                                                                              |
| 令和3.6.14 | 本件業務委託契約に関し、広島商工会議所以外の別のビル管理業者から参考見積を徴取                                                                             |
| 令和3.6.25 | 市議会本会議において、財産交換議案を議決。市・広島商工会議所の間で財産交換契約の締結                                                                          |
| 同日       | 市・広島商工会議所の間で財産交換契約に基づく本件覚書を締結（以後の本件ビルの賃貸借契約の締結、転貸借契約の容認、転貸借契約の定期建物賃貸借契約への原則移行、賃貸借契約終了時の費用負担区分、所有権移転後の本件維持管理業務の委託など） |
| 令和3.7.26 | 本件業務委託契約に関し、広島商工会議所から見積を徴取                                                                                          |
| 同日       | 本件業務委託契約に関し、広島市都市整備局委託業務等競争入札参加者等第一指名委員会（持ち回り審議）を実施し、随意契約とすること及び相手方の決定について承認                                        |
| 令和3.8.1  | 財産交換契約に基づく財産交換（所有権移転）を履行                                                                                            |
| 同日       | 市・広島商工会議所の間で本件ビルの賃貸借契約を締結                                                                                           |
| 同日       | 市・広島商工会議所の間で本件業務委託契約（令和3年度分）を締結                                                                                     |
| 令和4.4.1  | 市・広島商工会議所の間で本件業務委託契約（令和4年度分）を締結                                                                                     |
| 令和5.4.1  | 市・広島商工会議所の間で本件業務委託契約（令和5年度分）を締結                                                                                     |

(2) 本件ビルの維持管理の状況

ア 本件維持管理業務に係る広島商工会議所との随意契約に関する事実

令和3年5月25日付けで市と広島商工会議所が締結した財産交換仮契約書第15条において、「甲（注：市）、乙（注：広島商工会議所）両者は、1号財産（注：市営基町駐車場）及び2号財産（注：本件ビル）の交換後の利用等に関する覚書を交換する。」とされている。

これを受け、令和3年6月25日付けで市と広島商工会議所が締結した本件覚書第7条第3項において、「甲（注：市）は、第4条に定める賃貸借期間における2号財産（注：本件ビル）の管理業務を乙（注：広島商工会議所）に委託する。」とされ、これにより、広島商工会議所が本件ビルの維持管理を担うことについて、合意形成が図られている。

これらに基づき、本件維持管理業務については、令和3年8月1日付けで随意契約により本件業務委託契約が締結されている。

随意契約に関し、地方自治法第234条第2項において、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによるこ



とができる。」と、地方自治法施行令第167条の2第1項柱書きでは「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」とされ、同令第167条の2第1項第2号において「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とされている。

この「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」について、「物品売買等に係る随意契約ガイドライン」（平成21年4月財政局契約部物品契約課作成）では、具体的に「(1) 契約の相手方が特定される時。」又は「(2) 競争が成り立たない契約をする時。」とされている。このうち、「(1) 契約の相手方が特定される時。」の例示として、「ア 法令等により契約の相手方が定められているとき。」、「イ 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。」、「ウ あらかじめ基本となる事項を定めた基本契約に基づき個別契約を締結するとき。」など6つが挙げられている。そして、このうち「イ 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。」の例として、「施設設置の経緯により、施設の維持管理業務を特定の者に委託することを協定書、覚書その他の法律文書により定めた場合において、当該協定書等で定められた相手方と締結する施設の維持管理業務の委託契約」との解釈・運用が示されている。

本件業務委託契約を随意契約によることの適否及び随意契約の相手方の選考について、令和3年7月26日の広島市都市整備局委託業務等競争入札参加者等第一指名委員会（持ち回り審議）において、上記ガイドラインの「イ 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。」に該当するものとして、承認されている。

【参考】

物品売買等に係る随意契約ガイドライン（抜粋）

（平成21年4月財政局契約部物品契約課作成）

3 令第167条の2第1項各号の解釈・運用について

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、次のとおりです。

(1) 契約の相手方が特定される時。

ア 法令等により契約の相手方が定められているとき。

<例>

- ・ 厚生労働省からの通知に基づき母子福祉団体と締結するひとり親家庭等日常生活支援業務の委託契約

イ 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。

<例>

- ・ 施設設置の経緯により、施設の維持管理業務を特定の者に委託することを協定書、覚書その他の法律文書により定めた場合において、当該協定書等で定められた相手方と締結する施設の維持管理業務の委託契約（「法律文書」とは、協定書、覚書その他文書の名称の如何にかかわらず、内容において法的効力を有する文書をいいます。）

ウ あらかじめ基本となる事項を定めた基本契約に基づき個別契約を締結するとき。

<例>

- ・ 複数の者が、複数の機種、単価、仕様を示し、それに基づき当該複数の者と締結した基本契約の内容を踏まえ、最適な仕様及び最低の価格を提示した者を選定し締結する複写サービスの提供に係る個別契約
- ・ あらかじめ品名、単価を定めた基本契約に基づき締結するガソリン、コピー用紙等の購入に係る個別契約

エ～カ （略）

(2) 競争が成り立たない契約をする時。

(略)

イ 本件業務委託契約の内容

市は本件ビルの維持管理について、施設運営管理業務として来館者等対応業務、鍵等の管理業務、光熱水費・共益費に関する業務、各種損害保険の手続業務を、また、施設維持管理業務として清掃業務、警備業務、設備運転・保全業務を一括して、広島商工会議所に委託しており、その契約期間は会計年度（令和3年度分の始期は令和3年8月1日）としている。

(ア) 施設運営管理業務

施設運営管理業務のうち、来館者等対応業務については、各種問合せ対応、空室（広島商工会議所に賃貸していない事務室）使用対応業務を行っている。

また、光熱水費・共益費に関する業務として、広島商工会議所は、本件ビル全体に係る電気、上下水道及びガスの使用料金を各事業者へ支払うとともに、各入居者の専用部及び共用部に係る電気、上下水道及びガスの使用料金並びに共益費（共用部警備費、共用部清掃費及び機械警備費）を毎月計算し、市を除く各入居者から集金を行った上で、市に対し集金した光熱水費・共益費を支払っている。

なお、市は広島商工会議所に対し、本件ビル全体に係る電気、上下水道及びガスの使用料金を委託料に含め支払っている。

(イ) 施設維持管理業務

施設維持管理業務のうち、清掃業務については、建物内外を衛生的に保持するため、清掃員による館内清掃のほか、建物外周清掃、排水桝・側溝清掃、植栽管理及びフロアマット交換を行っている。

また、警備業務については、建物館内及び外周における災害・事故等を未然に防止するため、有人警備による館内巡回、立哨及び監視カメラによる監視並びに機械警備を行っている。

このほか、設備運転・保全業務については、環境整備業務（空気環境測定、貯水槽清掃、水質検査、汚水・排水槽点検清掃、防虫防鼠、ばい煙測定及び自動体外式除細動器設置）、廃棄物処理業務及び設備関連業務（受変電設備点検、昇降機点検、消防設備点検、空調機・周辺機器点検、空調機フィルター清掃、フロン排出抑制法に基づく点検、建築基準法に基づく検査及びその他設備点検）を行っている。

ウ 本件業務委託契約の履行状況

イに掲げる業務について、市は、毎月実施報告書や写真その他の資料により所要の報告を受け、履行状況を把握し、履行確認を行っていた。

エ 本件業務委託契約に係る委託料の各年度の予算額、決算額等

令和 4 年度については、燃料費の高騰に伴い電気及びガスの使用料金が大幅に増加しており、委託料も増加していた。

|                        | 当初予算額 a      | 決算(見込)額 b    | 差引 b - a    |
|------------------------|--------------|--------------|-------------|
| 令和 3 年度<br>(8 月～翌 3 月) | 82,804,000円  | 82,990,981円  | 186,981円    |
| 令和 4 年度                | 127,396,000円 | 141,316,772円 | 13,920,772円 |
| 令和 5 年度                | 132,442,000円 | -円           | -円          |

(3) 本件ビルの貸付けの状況

ア 賃貸人たる地位を広島商工会議所に留保する旨及び広島商工会議所に賃貸する旨の合意

前回監査結果の第 4 の 1 (4) アのとおりである。

イ 広島商工会議所への貸付状況

(ア) 当初賃貸借契約時の状況（令和 3 年 8 月 1 日時点）

市は本件ビルのうち、約 7,786 平方メートルを広島商工会議所に賃貸し、広島商工会議所はこのうち約 3,864 平方メートルを第三者（市長の意見書の引用部分を除き、以下「テナント」という。）への転貸部分とし、その余を自己利用している。

(イ) 直近の状況（令和 5 年 5 月 3 1 日時点）

市は本件ビルのうち、約 7,142 平方メートルを広島商工会議所に賃貸し、広島商工会議所はこのうち約 3,463 平方メートルをテナントへの転貸部分とし、その余を自己利用している。

ウ 広島商工会議所への貸付部分以外の状況

広島商工会議所への貸付部分以外については、市の専有部又は共用部であり、市の専有物について、市が直接

使用しているほか、市の事務事業の目的に沿った利用希望があれば、市が直接定期建物賃貸借契約を締結して貸付けを行っており、現在は、公益的法人及び広島サミット県民会議に対し無償で貸し付けているほか、民間事業者に有償で貸し付けている。

エ 広島商工会議所への貸付部分に係る貸付料の算定

前回監査結果の第 4 の 1 (4) イのとおりである。

なお、貸付料算定の基礎となる固定資産税評価額は令和 3 年度に評価替えがあったため、令和 4 年度以降の貸付料は改定されることとなるが、令和 4 年度分及び令和 5 年度分の貸付料は適正に算定されているものと認められた。

オ 貸付料収入及び光熱水費等実費徴収額の各年度の予算額、決算額等

令和 3 年度については、広島商工会議所に対する貸付面積が、不要となった事務室や倉庫の返還及びテナントの退去により減少したため、貸付料収入が当初予算額に比べ減少していた。

令和 4 年度については、前記(2)エのとおり燃料費の高騰により電気及びガスの使用料金が大幅に増加したことに伴い、各入居者が負担する光熱水費に係る実費徴収額についても増加していた。

|                        | 当初予算額 a      | 決算(見込)額 b    | 差引 b - a    |
|------------------------|--------------|--------------|-------------|
| 令和 3 年度<br>(8 月～翌 3 月) | 85,846,000円  | 80,099,207円  | -5,746,793円 |
| 令和 4 年度                | 119,810,000円 | 128,502,714円 | 8,692,714円  |
| 令和 5 年度                | 125,976,000円 | -円           | -円          |

(4) 本件ビルの収支の状況

ア 各年度の当初予算額における収支の状況

令和 3 年度から令和 5 年度までの当初予算額に係る収支の差額を見ると、令和 3 年度は支出予算が収入予算を下回っていたが、令和 4 年度及び令和 5 年度はいずれも支出予算が収入予算を上回っていた。

|                        | 支出当初<br>予算額 a | 収入当初<br>予算額 b | 差引 b - a    |
|------------------------|---------------|---------------|-------------|
| 令和 3 年度<br>(8 月～翌 3 月) | 82,804,000円   | 85,846,000円   | 3,042,000円  |
| 令和 4 年度                | 127,396,000円  | 119,810,000円  | -7,586,000円 |
| 令和 5 年度                | 132,442,000円  | 125,976,000円  | -6,466,000円 |

イ 各年度の決算（見込）額における収支の状況

令和 3 年度及び令和 4 年度の決算（見込）額に係る収支の差額を見ると、いずれも支出額が収入額を上回っており、本件ビルの運営は赤字であった。ただし、令和 4 年度については、燃料費の高騰による電気及びガスの使用料金の増加に伴い、収支が悪化していた。

|                        | 支出決算<br>(見込) 額 a | 収入決算<br>(見込) 額 b | 差引 b - a     |
|------------------------|------------------|------------------|--------------|
| 令和 3 年度<br>(8 月～翌 3 月) | 82,990,981円      | 80,099,207円      | -2,891,774円  |
| 令和 4 年度                | 141,316,772円     | 128,502,714円     | -12,814,058円 |

2 判断

説明の便宜から、請求事項Bについて述べた後に、請求事項Aについて述べる。

(1) 請求事項B（本件維持管理業務の随意契約）について

ア 随意契約としたことが違法又は不当であるか。また、随意契約に当たり適正な手続が行われているか。

(ア) 請求人及び市長の主張

請求人は、本件業務委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」には当たらないと、また、随意契約を締結することを容認する覚書の締結前に、競争入札参加者等指名委員会の審査に付されるべきであるとして、本件業務委託契約は違法又は不当な契約の締結であると主張していると認められる。

これに対し、市長は、本件業務委託契約について、次のとおり説明する。

- ・ 商工会議所ビルは、基町駐車場周辺の再開発事業を官民一体で推進するとともに、原爆ドームの北側を望む良好な景観の形成に資するため、特定の時期に解体することを目的に財産交換により取得したものであり、取得から約5年半という短期間で全ての賃借人に立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産である。
- ・ その目的を円滑に実現するためには、商工会議所が再開発ビルに移転するまでの間、商工会議所が商工会議所ビルを使用することを許容するとともに、入居しているテナントを令和9年3月31日までに退去させる必要がある。
- ・ 商工会議所ビルの管理については、従前の利用を継続しつつも、短期間で解体することを踏まえた適切な維持管理・補修等を行うことが求められるところ、長年にわたり商工会議所ビルを管理運営し、施設の利用状況や建物・設備の状態を詳細に把握している商工会議所にこれを引き続き担わせることが、最も円滑かつ効率的であり、さらに、テナントとの退去に向けた交渉を短期間で着実に行うためには、これを従来の賃借人である商工会議所に行わせることが最も有効であると判断した。
- ・ 商工会議所ビルの管理業務を随意契約により委託するに当たっては、管理運営費について商工会議所ビルの過去の実績額だけでなく、他のビル管理業者からも見積りを徴取し、その額を勘案した上で予定価格を設定した。
- ・ 広島市都市整備局業務委託等競争入札参加者指名委員会において、随意契約によることの適否及び随意契約の相手方の選考を審査した上で契約を締結しており、手続き上の瑕疵があるという指摘も当たらない。

(イ) 指名委員会の設置目的

業務委託に係る随意契約の相手方の決定に係る職務権限については、広島市職務権限規程（昭和42年広島市訓令第13号）別表職務権限表「1 共通職務権限」の「(8) 業務（工事を除く。）の委託等」に規定され、金額により部長決裁又は課長決裁（一部例外あり。）によることとされているが、随意契約によることや随意契約の相手方の決定に当たり、複数の職員による合議を義務付け、もって特定の者による恣意的な運用を防ぐことを目的として、市の各局・区等に委託業務に係る競争入札参加者等指名委員会が設けられたものと認められる。

(ウ) 本件覚書の内容

本件覚書は、別途締結した財産交換契約に基づき交換後の財産の利用等について定めたもので、その内容は、最終的な本件ビルの円滑な解体に向け、財産交換後の本件ビルの賃貸借契約の締結、転貸借契約の容認、転貸借契約の定期建物賃貸借契約への原則移行、賃貸借契約終了時の費用負担区分、所有権移転後の本件維持管理業務の委託に関する事項など多岐にわたるものであった。

(エ) 随意契約に係る判例

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」について、昭和62年3月20日最高裁判決では「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとして、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号（注：現2号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法（注：地方自治法）及び令（注：同法施行令）の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」とされている。

(オ) 判断

これを本件に当てはめてみると、本件ビルは長年の

懸案事項となっていた原爆ドームの背景の景観改善を目的として取得したものであること、令和 9 年度頃の本件ビルの円滑な解体に向けては、解体までにテナントの退去が不可欠であること、一方で財産の有効活用を図るためには解体までの間において少しでも長くテナントが入居していることが望ましいこと、そのためには建物の老朽化度に応じた必要最小限の維持管理・補修を行うことが効率的であること、これらの相反する事項の調整に当たっては財産交換前の賃貸人である広島商工会議所がテナントとの交渉窓口となること、テナントのより長い入居かつ円滑な退去に向けて有利に働くと考えられること、そのためには従前どおりテナント管理や本件ビル全体の維持管理を広島商工会議所が包括的に行うことが合理的であること、予定価格の見積りに当たっては別のビル管理事業者から参考見積を徴取するなどして、広島商工会議所からの見積額が不当な価額でないことを担保していたことなど、これら諸般の事情を総合的に勘案すれば、広島商工会議所と本件覚書を締結し、本件業務委託契約について随意契約を行うこととした市長の判断は、上記判例に照らし裁量の範囲を逸脱しているものとは認められない。

また、この市長の判断が、特定の者による恣意的な運営には当たらないものであることは明白であり、本件覚書の締結の前に、特定の者による恣意的な運用の防止を目的とする競争入札参加者等指名委員会の審査に付す必要があったとは認められない。

したがって、本件業務委託契約を随意契約としたことが、違法又は不当であるとは認められない。

イ 結論

請求事項 B については、違法又は不当な契約の締結に当たらないと認められる。

(2) 請求事項 A (本件ビルの収支が赤字であること) について

請求人は、本件ビルが赤字で運営されていることが、違法又は不当な財産の管理であると主張していると認められる。

ア 市が算定した貸付料の算定は適正か。

上記 1 で述べた事実関係から、この点に対する判断は、前回監査結果の第 4 の 2(1)イのとおりであり、原則に従って算定することとした市長の判断に違法又は不当な点があったとは認められない。

イ 普通財産に係る収支が赤字であることが、違法又は不当であるか。

(ア) 市長の主張

このことについて、市長は、「行政財産と同様、普通財産についても財産の特性に応じた維持管理を行うためには所要の経費が必要であり、財産を適正に管理しているか否かは、財産貸付収入と管理運営費支出の

差額のみで評価すべきではない。」と説明する。

(イ) 財産の管理及び運用に関する法令等の規定、解釈及び小括

地方公共団体の財産の管理及び運用について、地方財政法第 8 条では「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とされ、「[良好の状態においてこれを管理] するということは、善良なる管理者の注意を持って管理すべきことを命じたもの、[その所有の目的に応じて最も効率的に] 運用するということは、その財産の用途用途に適応して最も効果あるごとく運用すべきことを命じたものである。」(地方財政法逐条解説 ぎょうせい) とされている。

市長の説明するのとおり、普通財産に限らず、地方公共団体がその所有する建物等を管理するに当たっては、稼働中のものであれば清掃、警備、法定点検等必要最小限の維持管理経費が生じるものであり、また、未稼働の遊休資産であっても老朽化や当該資産を取り巻く環境等を踏まえ、周囲への安全配慮等に要する経費などが生じるものと認められる。

一方で、普通財産の全てについて、有償貸付け等の有効活用による収入が確実に見込まれるものではないことを踏まえれば、地方財政法第 8 条が、地方公共団体の財産の管理及び運用に当たり一の普通財産に係る収支が赤字でないことを求めているとは言えない。

したがって、本件ビルが赤字で運営されていることだけをもって違法又は不当であるとする請求人の主張は、採用できない。

(ウ) 財産の管理及び運用に関する裁判例

地方財政法第 8 条に規定される地方公共団体の財産の効率的な運用について、平成 31 年 1 月 17 日盛岡地裁判決では「効率的利用といっても、その内容、程度を一義的に決することは困難である上に、それぞれの地方公共団体が置かれた固有の社会的、経済的、地域的諸事情にも左右されるから、効率的な公有財産の運用方法は、地方公共団体の執行機関の合理的な裁量に委ねられていると解するほかない。」とされていることから、本件ビルの管理及び運用については、市長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当である。

よって、本件ビルの所有目的である最終的な解体に向けた維持管理業務及び有効活用のための貸付けが、それぞれ適切かつ合理的に執行されることにより、本件ビルの効率的な運用が図られているかについて、以下検討する。

(エ) 判断

市長は、本件ビルの維持管理及び貸付けについて、次のとおり説明する。

- ・ 商工会議所ビルは、基町駐車場周辺の再開発事業を官民一体で推進するとともに、原爆ドームの北側を望む良好な景観の形成に資するため、特定の時期に解体することを目的に財産交換により取得したものであり、取得から約5年半という短期間で全ての賃借人に立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産である。
- ・ その目的を円滑に実現するためには、商工会議所が再開発ビルに移転するまでの間、商工会議所が商工会議所ビルを使用することを許容するとともに、入居しているテナントを令和9年3月31日までに退去させる必要がある。
- ・ 商工会議所ビルの管理については、従前の利用を継続しつつも、短期間で解体することを踏まえた適切な維持管理・補修等を行うことが求められるところ、長年にわたり商工会議所ビルを管理運営し、施設の利用状況や建物・設備の状態を詳細に把握している商工会議所にこれを引き続き担わせることが、最も円滑かつ効率的であり、さらに、テナントとの退去に向けた交渉を短期間で着実に行うためには、これを従来の賃貸人である商工会議所に行わせることが最も有効であると判断した。
- ・ 商工会議所等に賃貸している床以外についても、公益的法人、広島サミット県民会議事務局などその時々での公共的な需要に対応した執務室及び都心の活性化に資するコワーキングスペース等に有効活用している。

本件ビルの維持管理については、監査したところ、市長が説明するとおり事務が執行され、上記2(1)で述べたとおり広島商工会議所との随意契約については違法又は不当な点は認められず、かつ、適切に維持管理や補修等が行われていると認められた。

また、本件ビルの貸付けについては、前回監査結果の第4の2(1)アのとおり、市は、適法に賃貸人たる地位を広島商工会議所に留保し、広島商工会議所に賃貸しているとともに、その貸付料も前記アで述べたとおり適正であり、かつ、市長が説明するとおり、広島商工会議所等に賃貸している部分以外の部分を含め、有効活用が図られているものと認められた。

したがって、市は、本件ビルを適切に維持管理するとともに、本件ビルを有効活用しており、上記(イ)の地方財政法第8条の規定や上記(ウ)の裁判例に照らし、適切に財産の管理及び運用を行っており、これは市長の合理的な裁量の範囲であると認められることから、本件ビルの収支が赤字であるとしてもそれが違法又は不当な財産の管理に当たるとは認められない。

ウ 結論

請求事項Aについては、違法又は不当な財産の管理又は処分にあたらないと認められる。

3 結論

請求人が行った本件措置請求については、理由がないものであることから請求を棄却する。

別添1

広島市監査公表第51号

令和4年12月26日

令和4年10月28日付け第990号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

別紙

広 監 第 1 5 4 号

令和4年12月26日

請求人  
(略)

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について  
(通知)

令和4年10月28日付け第990号で受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

当初請求書並びに令和4年11月4日及び9日の各日付けで提出された補足意見の記載内容から、請求の要旨は次のとおりと整理できる。

広島市長が行った財産交換に関する措置請求

A 広島商工会議所ビルのテナントに関し転貸借を認めていることは、違法又は不当である。

ア 国の普通財産貸付事務処理要領では、普通財産の転貸を承諾する場合について、「転貸貸付料が国の貸付料を上回らないこと」など、転貸を認めることにより、国にとって不利な契約にならないことが求められている。

地方公共団体においても、転貸の形式をとっていることが、当該地方公共団体にとって、不利となっていないか

は、有効な基準となり得る。

広島市の広島商工会議所ビルに係る収益状況と、広島商工会議所の建物特別会計の収支状況に鑑みれば、広島商工会議所が各テナントから得ている転賃料は、広島市が広島商工会議所から得ている賃料より高いと推察される。本件においては、広島市は各テナントとは、転賃借関係ではなく、直接賃貸借契約を結び賃料を得るべきであり、広島商工会議所に転賃人として利益を上げさせているのは、広島市にとって、不利な契約関係である。よって、広島市から広島商工会議所ビルの賃貸した一部分を、転賃していることを容認していることは、違法又は不当である。

イ 鑑定評価書によれば、広島商工会議所ビルの価値の半分は、当該ビルの収益性にある。だからこそ、同じく駐車場として収益力のある市営基町駐車場と、等価交換できたものである。にもかかわらず、現状では全く利益が上がらない状態で運営していることは、財産の適正な管理を怠るものである。

ウ 賃料の計算書によれば、広島商工会議所に対する賃料は、普通財産（不動産）貸付料算定基準に基づき算定され、テナント転賃部分は基準どおりの額となっている。

広島市財産条例第 9 条第 1 項は、「普通財産の交換価額、譲渡価額、貸付料の額及び私権の設定価額は、適正な時価により評定した額をもってしなければならない。」とする。

広島商工会議所ビルに係る鑑定評価書はまさにこの時価を査定したものであり、賃料について、可能貸室賃料収入を「年額 223,517,004 円」としている。これに対して、市の賃料の計算書によれば減免前家賃として「年額 101,256,925 円」としている。この差はあまりにも大きく、まさに近傍類似の民間賃貸料等と比較して著しく低い場面に当たるものであり、調整措置を適用すべきである。これを行わず、時価と大きく乖離する貸付料で普通財産の貸付けを行っていることは、広島市財産条例第 9 条第 1 項に違反するものである。

どうしても転賃借にしたいと言うのなら、賃料をまさに「時価」といえる転賃料相当額として徴収することが、広島市財産条例第 9 条第 1 項の趣旨とも合致する。

A に関しては、広島市長に対して、現在の違法又は不当な契約関係を、早急に是正し、広島市が各テナントから直接テナント料を請求できる契約関係に是正するよう、請求する。

B 市営基町駐車場の鑑定評価の依頼において、鑑定条件に、基町相生通地区において第一種市街地再開発事業が予定されていること、これに伴い当該地区を都市再生特別地区とすることが検討されていることが、付加されていないことは、違法又は不当であり、その鑑定評価書に基づく価格による財産交換は違法又は不当である。

ア 国土交通省の不動産鑑定評価基準によれば、最有効使用

の判定上の留意点として、「価格形成要因は常に変動の過程にあることを踏まえ、特に価格形成に影響を与える地域要因の変動が客観的に予測される場合には、当該変動に伴い対象不動産の使用方法が変化する可能性があることを勘案して最有効使用を判定すること。」と規定する。

イ 令和 4 年 6 月議会において、市側の答弁は「再開発事業は、その実施やスケジュールが不確実であり客観的に予測できる場合には該当しないため、10 年間、このまま駐車場として、使用して更地化して売却することを想定した」としている。

ウ 令和 3 年 1 月 1 日時点で、広島市が広島商工会議所と財産交換を行うのは、広島商工会議所が、当該市街地再開発事業に地権者として参画するためであり、その交換のために土地と建物の鑑定を依頼しているのである。その前提を鑑定条件から外すことはあり得ないものではないか。

エ 一方、広島市は、「一団地の官公庁施設の変更」については、検討中であるにもかかわらず、鑑定条件として付加しているところである。恣意的に条件を操作しているとの疑念が払しょくし得ない。

オ 令和 4 年 3 月 3 日、基町相生通地区第一種市街地再開発事業は都市計画決定がなされ、これに伴い本事業区域は都市再生特別地区として都市計画決定がなされた。

これにより、当該土地に関する価格形成要因が大きく変化した。

カ こうしたことを鑑定条件に付していないことは、明らかに違法又は不当であり、その鑑定評価書による財産交換もまた、違法又は不当と言わざるを得ない。

B に関しては、広島市長に対して、早急に市営基町駐車場の土地及び建物の鑑定評価を市街地再開発事業及び都市再生特別地区を条件に付加してやり直し、その差額を広島商工会議所に請求することを求める。

なお、B に関しては、財産交換という財務会計上の行為から 1 年 3 月が経過しているが、以下の理由により正当な理由がある。

本当に価格が正当であったかについては、議会においても議論がなされていたことは、承知していたが、強く疑問に感じるようになった時点は、鑑定評価を行った際には市街地再開発事業は不確実なものと答弁した、令和 4 年 6 月である。

この時点から、本格的に調査を始め、この時間（約 4 月）を要したものである。

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

【事実証明書 1】 令和 3 年度当初予算説明資料

【事実証明書 2】 広島商工会議所ビルに係る不動産鑑定評価書（市長宛て部分）

【事実証明書 3】 市営基町駐車場に係る鑑定評価書（市長宛

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>て部分)</p> <p>【事実証明書4】広島市財産評価委員会からの報告</p> <p>【事実証明書5】市営基町駐車場に係る鑑定評価依頼書</p> <p>【事実証明書6】市営基町駐車場に係る鑑定評価書(収益価格部分)</p> <p>【事実証明書7】広島商工会議所ビルに係る鑑定評価依頼書</p> <p>【事実証明書8】広島商工会議所ビルに係る鑑定評価書(収益価格部分)</p> <p>【事実証明書9】令和3年度広島商工会議所収支決算報告</p> <p>【事実証明書10】広島市普通財産(不動産)貸付事務処理方針</p> <p>【事実証明書11】無償貸付契約書書式</p> <p>【事実証明書12】普通財産貸付事務処理要領(国)</p> <p>【事実証明書13】財産交換の仮契約に係る決裁書</p> <p>【事実証明書14】不動産鑑定評価基準(国)</p> <p>【事実証明書15】令和4年6月議会の市都市整備局長の答弁</p> <p>【事実証明書16】基町相生通地区第一種市街地再開発事業の広島県の発表資料</p> <p>【事実証明書17】容積率増加による土地価格の上昇についての、不動産鑑定士の見解(ネット情報)</p> <p>【事実証明書18】定期建物賃貸借契約書</p> <p>【事実証明書19】建物貸付料計算書</p> <p>【事実証明書20】公文書不存在通知書</p> <p>【事実証明書21】普通財産(不動産)貸付料算定基準</p> <p>第2 請求の受理</p> <p>本件措置請求のうち、請求事項A(転貸借に係る部分)については適法な請求と認めるとともに、請求事項B(財産交換に係る部分)については監査請求期間経過後の請求につき正当な理由の有無を監査の過程において確認する必要があると認め、令和4年11月11日に、同年10月28日付けでこれを受理することを決定した。</p> <p>第3 監査の実施</p> <p>1 請求人による証拠の提出及び陳述</p> <p>地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。</p> <p>これを受けて、請求人は次のとおり、書類を提出するとともに当該書類に沿って陳述を行った。</p> <p>(1) 証拠の提出</p> <p>ア 提出日</p> <p>令和4年11月15日</p> <p>イ 提出された証拠</p> <p>「広島市長の財産交換に係る措置要求書の補足説明(まとめ)」</p> <p>(添付を省略する)</p> <p>(2) 陳述</p> | <p>ア 陳述日</p> <p>令和4年11月24日</p> <p>イ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島商工会議所ビルについて、広島商工会議所は、広島市に対し賃料を支払っているが、それを上回る額の管理委託料が広島市から支払われている。</li> <li>・ 一方、基町駐車場の方は、所有者である広島商工会議所が駐車場使用料を徴収し、こちらも利益を上げており、交換した財産から生ずる利益は全て広島商工会議所が得るスキームとなっている。</li> <li>・ 基町駐車場周辺の再開発を鑑定依頼の条件に入ってしまうと、格段に価額が上がることが想定されたため、鑑定評価を急いだのではないかと。</li> <li>・ この二つの広島商工会議所に有利な条件が合致して初めて、この財産交換は成り立ったのではないかと。</li> </ul> <p>2 広島市長(都市整備局都市機能調整部、道路交通局自転車都市づくり推進課及び財政局管財課)の意見書</p> <p>広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めるとともに、広島市財産条例(昭和39年広島市条例第8号)を所管する観点からの見解等を求めたところ、令和4年11月18日付け広都機第98号により意見書の提出及び同年12月9日付け広都機第104号による補足意見書の提出があった。なお、陳述は行われなかった。</p> <p>これらの意見書の主な内容は、次のとおりと整理できる。</p> <p>(1) 本市の意見</p> <p>請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。</p> <p>(2) 本市の意見の理由</p> <p>ア 経緯</p> <p>取得した広島商工会議所ビルについては、市有財産の有効活用の観点からこれを貸し付ける一方で、再開発事業で再開発ビルが完成(令和9年度頃)し、同ビルに広島商工会議所が移転した後は、原爆ドームの背景の景観改善という財産交換の大きな目的を実現するため、速やかに解体することを予定しており、その際全ての賃借人の円滑かつ確実な立退きを担保することを目的に、本市は直接賃貸借契約を交わす広島商工会議所を含む賃借人と定期建物賃貸借契約(貸付期間は令和8年度末まで)を締結している。</p> <p>イ 市営基町駐車場の鑑定評価の条件について</p> <p>広島商工会議所ビル及び市営基町駐車場の鑑定評価額は、不動産鑑定士により、令和3年1月1日を価格時点として、その時点で客観的に予測される要因等を反映した評価結果に基づき、本市財産評価委員会の審議を経て決定したものである。</p> <p>市街地再開発事業を鑑定評価に反映するには、少なくとも施行認可が必要であるとの不動産鑑定士の認識もあり、この度の鑑定評価の価格時点では、不動産鑑定士が</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

客観的にその実施を予測できる状況では到底なかった。そういう状況にもかかわらず、仮に不動産鑑定士が単なる見込みで織り込んだとすれば、恣意性が介在し客観性、公平性を欠いた鑑定評価になると言わざるを得ない。

一方、市営基町駐車場の敷地は本市が唯一の土地所有者として、その官公庁施設を廃止する方針で取り組んでいたものであり、土地利用制限のある都市計画上の「一団地の官公庁施設」の指定を除外しないまま鑑定評価を行うことは財産の過小評価となり本市にとって不利になることから、この指定がないものとして鑑定評価を行うよう不動産鑑定士に依頼したものである。また、不動産鑑定士の立場からしても、「一団地の官公庁施設」が指定されたままであれば、民間には取得をする者がおらず正常価格を算定することができないことから、指定はないものとして評価する必要があり、唯一の土地所有者たる市の意向は、その指定が除外されることを客観的に予測し得る要因となることであった。

ウ 広島商工会議所ビルのテナントに関し転貸借を認めていることについて

(ア) 貸付料の算定について

本市が財産交換により取得した広島商工会議所ビルは、前記アのとおり、財産交換後、短期間で全ての賃借人に立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産である。

こうした特殊な制約のある不動産の貸付料は、一般的に市場よりも相当に低く評価されるものであるが、その参考となる近傍類似事例等が存在せず、また、客観性のある確立された評価手法もないため、広島商工会議所ビルの貸付料の算定に当たっては、本市「普通財産（不動産）の貸付料算定基準」の基準どおり、直近の基準年度の固定資産税評価相当額を用いた額としているのであって、当該貸付料の算定は、「広島市財産条例」及び「普通財産（不動産）の貸付料算定基準」に照らして、何ら違法又は不当な点はない。

(イ) 転貸借について

広島商工会議所ビルの所有権の移転後、通常は借地借家法第 31 条の規定により、賃貸人たる地位が新たな所有者の本市に承継され、改めて賃借人（テナント）との間で契約を締結し直すことなく、普通借家契約という契約形態や貸付料、特約など全て従前と同じ内容の賃貸借契約が承継されることになる。

そうなれば、請求人の主張するように本市が直接各テナントから従前と同額の貸付料を得ることはなるが、一方で従前の普通借家契約を承継するため、テナントに令和 8 年度末までの立退きを強制する手段がなく、立退きに係る交渉や立退料が発生した場合の費用は全て本市が負うことになる。

本市としては、令和 8 年度末までに広島商工会議所

を含む全てのテナントに立ち退いてもらう必要があると考えており、30 を超えるテナントと本市が短期間のうちに個別に交渉し、期限までの確実な立退きを担保することは困難なため、転貸借という現状の契約形態としたものであり、この転貸借は本市条例等で禁止されているものではない。

請求人の指摘する貸付料と転貸貸付料の差額についても、転貸人が移転交渉及び移転補償を行うという本件契約の特殊性を併せて考えるならば、当該差額に相当する損害は発生していない。

エ 結論

以上のとおり、請求人が主張する内容について、いずれも理由がなく、また本市には何ら損害が発生していないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

### 3 監査対象事項

(1) 請求事項 A（転貸借に係る部分）について

請求人は、市と広島商工会議所が令和 3 年 6 月 25 日付けで締結した財産交換契約（以下「財産交換契約」という。）に基づく財産交換（以下「財産交換」という。）により市が取得した広島商工会議所ビル（以下「本件ビル」という。）の管理について、令和 3 年 8 月 1 日付けで締結した定期建物賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）に基づき、広島商工会議所による転貸借を認め転貸人として利益を上げさせ、市に利益が上がらない状態としていること、また、仮に転貸借を認めるとしても、時価と大きく乖離する貸付料で広島商工会議所に貸付けを行っていることは、財産の適正な管理を怠るものであると主張しており、これは違法又は不当な財産の管理に当たるものとの主張と解する。

この主張を踏まえ、次の点について監査する。

ア 市が賃貸人たる地位を広島商工会議所に留保したこと及び広島商工会議所に賃貸したことは違法又は不当であるか。

イ 転貸借された部分について、市が算定した貸付料が時価に比べ著しく低額で、貸付けが継続されていることは違法又は不当であるか。

(2) 請求事項 B（財産交換に係る部分）について

請求人は、市営基町駐車場の鑑定評価依頼の条件として、基町相生通地区において第一種市街地再開発事業及び都市再生特別地区に係る都市計画決定が予定されていたことが付されないまま行われた鑑定評価書に基づく価格による財産交換は、違法又は不当であると主張しており、これは財産交換契約が違法又は不当であるとの主張と解する。

この主張を踏まえ、次の点について監査する。

ア 本請求事項が監査請求期間の経過後の請求であることについて、正当な理由があるか否か。

イ 仮に適法な請求であったとき、財産交換契約は違法又は不当であるか。



4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述の内容、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うなどして監査した。

第4 監査の結果

1 事実の確認

(1) 財産交換に係る財産の概要

ア 本件ビル

市が財産交換により取得した本件ビルは広島市中区基町に所在する鉄骨鉄筋コンクリート造り地下2階付き12階建ての建物であり、床面積延べ1万3,818.45平方メートル、土地は面積1,788.45平方メートルである。

イ 市営基町駐車場

市が財産交換に供した市営基町駐車場は広島市中区基町に所在する鉄筋コンクリート造り地下1階付き7階建ての建物のうち1階から7階までの部分であり、専有部分の床面積延べ1万9,871.51平方メートルのうち1万7,456.08平方メートル、土地は面積4,155.54平方メートルに対する建物の敷地権の割合である。

(2) 本件ビルの取得の経緯等

本件ビルを取得した経緯等を整理すると、次のとおりであると認める。

| 年月日       | 内 容                                                                   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 平成30.9月   | 市が広島商工会議所に対し、本件ビルの移転・建替えについて、市営基町駐車場周辺の再開発事業として検討することを提案              |
| 令和2.12.11 | 市が等価交換に係る財産の不動産鑑定評価を不動産鑑定士に依頼                                         |
| 令和3.2.4   | 市議会都市活性化対策特別委員会において、再開発事業について説明し、財産の鑑定評価、等価交換、貸付料等について答弁              |
| 令和3.2.8   | 令和3年度広島市当初予算案を公表                                                      |
| 令和3.3.8   | 市議会令和3年度予算特別委員会において、等価交換の理由及び内容、不動産鑑定評価の方法等について答弁                     |
| 令和3.3.18  | 不動産鑑定士が不動産鑑定評価書を提出                                                    |
| 令和3.3.22  | 市財産評価委員会が市に各財産の評価結果を報告                                                |
| 令和3.3.24  | 市議会令和3年度予算特別委員会において、財産交換に係る交換差金3,400万円を減じた修正議案を否決し、令和3年度広島市当初予算案原案を議決 |
| 令和3.3.25  | 市議会本会議において、財産交換に係る交換差金3,400万円を減じた修正議案を否決し、令和3年度広島市当初予算案原案を議決          |
| 令和3.      | 中国新聞が、広島商工会議所議員総会で財                                                   |

|           |                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3.27      | 産交換が承認された旨を報道（各財産の評価額、交換差金の記載有）                                                                              |
| 令和3.4.29  | 中国新聞が、2021年夏頃に財産交換が行われる旨を報道（各財産の評価額、交換差金、仮契約締結予定、財産交換議案の提出予定等の記載有）                                           |
| 令和3.5.25  | 市・広島商工会議所の間で財産交換仮契約を締結                                                                                       |
| 令和3.6.2   | 財産交換議案を公表                                                                                                    |
| 令和3.6.22  | 市議会本会議において、賃貸借契約について答弁                                                                                       |
| 令和3.6.25  | 市議会本会議において、財産交換議案を議決。市・広島商工会議所の間で財産交換契約の締結                                                                   |
| 同日        | 市・広島商工会議所の間で財産交換契約に基づく覚書を締結（以後の本件賃貸借契約の締結、転貸借契約の容認、転貸借契約の定期建物賃貸借契約への原則移行、本件賃貸借契約終了時の費用負担区分、所有権移転後の管理業務の委託など） |
| 令和3.7.13  | 中国新聞が、6月25日の財産交換議案議決を受けた財産交換契約の締結、8月1日の財産交換実施予定について報道（各財産の評価額、交換差金の記載有）                                      |
| 令和3.7.15  | ひろしま市民と市政（7月15日号）において、8月1日の財産交換実施について記事掲載                                                                    |
| 令和3.8.1   | 市営基町駐車場の用途廃止                                                                                                 |
| 同日        | 財産交換契約に基づく財産交換（所有権移転）を履行                                                                                     |
| 同日        | 市・広島商工会議所の間で本件賃貸借契約を締結                                                                                       |
| 令和3.9.2   | 市議会都市活性化対策特別委員会において、再開発事業について説明し、財産交換後の事業の進め方について答弁                                                          |
| 令和3.12.10 | 市議会本会議において、鑑定評価条件の妥当性、鑑定評価書を非公表とした理由等について答弁                                                                  |
| 令和4.2.15  | 市議会本会議において、鑑定評価書を開示することとした理由、財産交換の時期の妥当性等について答弁                                                              |
| 令和4.6.13  | 市議会本会議において、鑑定評価における具体的な判断手法等について答弁                                                                           |

注 市議会本会議及び委員会については、市ホームページにおいて当日に生中継又は開催後1週間程度以内に録画等が配信されるとともに、半年から1年以内に議事録が公表されている。

(3) 本件ビルの利用及び管理の状況

ア 広島商工会議所への貸付状況

市は本件ビルのうち、約7,786平方メートルを広島商工会議所に賃貸し、広島商工会議所はこのうち約3,864平方メートルを第三者への転貸部分とし、その余を自己利用している（令和3年8月1日 賃貸借契約時当初）。

イ 広島商工会議所への貸付部分以外の状況

広島商工会議所への貸付部分以外については、市の専

有部分又は共用部分であり、市の専有部分について市の事務事業の目的に沿った利用希望があれば、市が直接定期建物賃貸借契約を締結して貸付けを行っており、財産交換後、新たに民間事業者等数団体に貸し付けている。

ウ 本件ビルの管理の状況

市は本件ビルの共用部分等の維持管理については、次の業務を広島商工会議所に委託している。

- ・ 業務内容：来館者等対応業務、鍵等の管理業務、光熱水費・共益費に関する業務、各種損害保険の手続業務、清掃業務、警備業務など

(4) その他請求事項に関する事実

ア 貸貸人たる地位を広島商工会議所に留保する旨及び広島商工会議所に賃貸する旨の合意に関する事実

(ア) 令和 3 年 6 月 25 日付けの財産交換契約の内容

財産交換契約においては、財産交換後の本件ビルの利用等について、別途覚書を締結する旨を取り交わしている。

(イ) 令和 3 年 6 月 25 日付けの覚書の内容

財産交換契約の規定に基づき締結した覚書（以下「覚書」という。）においては、令和 3 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までを賃貸借期間とし、本件ビルの一部（広島商工会議所が自己利用する部分及び転貸を予定する部分）を対象として、市と広島商工会議所が定期借家契約を締結する旨について合意すると同時に、広島商工会議所による第三者（以下「テナント」という。）への転貸についても合意している。

また、広島商工会議所は、転貸を予定している部分に従前からのテナントがいる場合は、令和 3 年 8 月 1 日以降の賃貸借継続の意思を確認し、原則として当該テナントと改めて定期借家契約を締結するとともに、令和 9 年 3 月 31 日までにテナントを退去させ、自己利用部分を含めた賃貸借部分を市に返還することとされている。

(ウ) 令和 3 年 8 月 1 日付けの本件賃貸借契約の内容

覚書の規定に基づき締結した本件賃貸借契約においては、令和 3 年 6 月 25 日の財産交換契約成立時において広島商工会議所がテナントとの間で締結している賃貸借契約により貸し付けている部分の貸貸人たる地位を広島商工会議所に留保することに合意するとともに、市は当該貸付部分を当該テナント以外を含むテナントに転貸することを承諾している。

また、貸付期間の満了時には、広島商工会議所の責任において直ちにテナントを退去させるとともに残置物も撤去させた上で賃貸借部分を明け渡すこととするほか、明渡しに際し、広島商工会議所は移転料、立退料、営業廃止の補填その他名目を問わず、市に対し一切請求できない旨が定められている。

(エ) 以上の方法を採用した市の考え方

このことについて、市長は「取得した本件ビルの有

効活用の観点からこれを貸し付ける一方で、再開発ビルに広島商工会議所が移転した後は、原爆ドームの背景の景観改善という財産交換の大きな目的を実現するため、速やかに解体することを予定しており、その際全ての賃借人の円滑かつ確実な立退きを担保することを目的に、本市は直接賃貸借契約を交わす広島商工会議所を含む賃借人と定期建物賃貸借契約を締結している」と説明している（第 3 の 2(2)アのとおり）。

イ 市と広島商工会議所間の本件賃貸借契約に係る貸付料の算定に関する事実

広島商工会議所への貸付けに係る貸付料について、市は、普通財産（不動産）の貸付料算定基準（以下「貸付料算定基準」という。）1(2)の規定により、固定資産税評価相当額に準じた額を建物の評価額の基準とするなどして、これを算定していた。このほか、屋外平面駐車場、屋内設置自動販売機、屋上設置テレビ放送用カメラ及び通信用基地局設備に係る貸付料を貸付料算定基準等により算定していた。

このことについて、市長は「本件ビルは、財産交換後、短期間で全ての賃借人に立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産であり、こうした特殊な制約のある不動産の貸付料は、一般的に市場よりも相当に低く評価されるものであるが、その参考となる近傍類似事例等が存在せず、また、客観性のある確立された評価手法もないため、貸付料の算定に当たっては、本市「普通財産（不動産）の貸付料算定基準」の基準どおり、直近の基準年度の固定資産税評価相当額を用いた額としている」と説明（第 3 の 2(2)ウ(ア)のとおり）しており、この点について、監査で確認したところ、市長は、不動産鑑定士からあらかじめ意見を聴取し、同様の見解を得ていた。

また、市は、転貸借部分を除き、広島市財産条例第 5 条の規定により、時価よりも低い価額で貸し付けることとし、具体的には広島市財産事務取扱要領第 3 の 6 において準用する同要領第 3 の 2(3)の特別措置の規定を適用し、広島商工会議所の自己利用部分のうち自用の事務室部分について 50%、有償で運営される会議室等の部分について 30%の減額措置を講じていた。

2 判断

(1) 請求事項 A（転貸借に係る部分）について

ア 市が貸貸人たる地位を広島商工会議所に留保したこと及び広島商工会議所に賃貸したことは違法又は不当であるか。

市が財産交換により適法に取得した本件ビルについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 605 条の 2 第 1 項の規定により、その貸貸人たる地位は市に移転され、従前の貸貸人である広島商工会議所が従前のテナントから得ていた貸付料の徴収権も移転されることとなる。しかし、同条第 2 項前段の規定により、譲渡人たる

広島商工会議所との間の合意により従前の賃貸人である広島商工会議所にその地位を留保することも可能であり、当事者双方がその合意をするか否かは各当事者の合理的な判断に委ねられている。

市長からの意見書によれば、市は、民法第605条の2第1項の規定によることとすれば、従前と同じ内容の賃貸借契約が市に承継され、請求人の主張するように市が直接各テナントから従前と同額の貸付料を得られることを承知していたものと認められる。

しかしながら、市によると、本件ビルを原爆ドームの背景の景観改善という行政目的を実現するため取得したものであるから、令和9年度頃に再開発ビルが完成した後に、本件ビルを速やかに解体することを予定しており、解体までの間は市有財産の有効活用の観点からこれを貸し付ける一方で、解体の際には立退きに係る交渉や立退料を市が負うことなく、テナントの円滑かつ確実な立退きを担保することを目的に、市は広島商工会議所と本件賃貸借契約を締結し、賃貸人たる地位を広島商工会議所に留保した上で転貸借を認め、テナントの立退きに係る責任や費用負担については広島商工会議所が全面的に負うこととしたものと説明している。

監査で前記1(4)ア(イ)の覚書その他の文書を検分したところ、実際にそのような内容が担保されていることが認められた。

以上を踏まえれば、市長は、原爆ドームの背景の景観改善を行政目的として取得した本件ビルについて、その解体までの間の有効活用として貸付けを行うこととする一方で、解体までにテナントの退去を円滑に終えることや、その際の市の負担の軽減を図ることの必要性など諸般の事情を総合的に勘案して、民法第605条の2第2項前段の規定により、市が賃貸人たる地位を広島商工会議所に留保する旨及び広島商工会議所に賃貸する旨を広島商工会議所との間で合意したものと認められ、このことについて、当事者の一方の市としての市長の判断に違法又は不当な点があったとは認められない。

イ 転貸借された部分について、市が算定した貸付料が時価に比べ著しく低額で、貸付けが継続されていることは違法又は不当であるか。

地方自治法第237条第2項において、「第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、(中略)適正な対価なくしてこれを(中略)貸し付けてはならない」とされている。

この点について、広島市財産条例第9条第1項では、普通財産の貸付料の額は適正な時価により評定した額とされ、その具体を定めた貸付料算定基準では、原則として、建物の貸付料は当該建物の再調達価額又は固定資産税評価相当額から算出した額に、当該建物が所在する土地の固定資産税評価相当額を基に算定した土地の貸付料

相当額を加算して算出することとされ、例外的に調整措置として、貸付料の額が近傍類似の民間賃貸事例に比較して著しく高額又は低額と認められる場合、その他この基準により算定することが適当でないとする場合は、財政局長の承認を得て貸付料を別に定めることができるとされている。

本件ビルについて、市長は意見書で、財産交換後短時間で全てのテナントに立ち退いてもらう必要がある極めて特殊な不動産であり、こうした制約のある不動産の貸付料は、一般的に市場価値よりも相当に低く評価されるものであるが、その参考となる近傍類似事例等が存在せず、貸付料算定基準の原則により算定したものであり、妥当であるとしている。

監査で前記1(4)ア(イ)の覚書その他の文書を検分したところ、テナントを令和9年3月31日までに退去させるべく、広島商工会議所に対しテナントへの意思確認の上改めて定期借家契約を締結することを求めるなどの措置が講じられていることが認められた。

また、前記1(4)イのとおり、市長は不動産鑑定士から意見を聴取していた。

以上を踏まえれば、貸付料算定基準の適用に当たり、調整措置の検討が必要となる「貸付料の額が近傍類似の民間賃貸事例に比較して著しく高額又は低額と認められる場合」には当たらないものとして、原則に従って算定することとした市長の判断に違法又は不当な点があったとは認められない。

#### ウ 結論

請求事項A(転貸借に係る部分)については、違法又は不当な財産の管理に当たらないと認められる。

#### (2) 請求事項B(財産交換に係る部分)について

ア 本請求事項が監査請求期間の経過後の請求であることについて正当な理由があるか。

本請求事項については、財産交換契約の締結の日である令和3年6月25日から請求のあった令和4年10月28日までに1年以上経過しているが、正当な理由がある場合には1年を経過していても請求ができることとされている(地方自治法第242条第2項ただし書)。

この正当な理由については、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度(監査請求をするに足る程度)に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」(平成14年9月12日最高裁判例)とされている。

監査したところ、市議会での審議や市による広報、報道などの経緯(前記1(2)のとおり)を見る限り、財産交換契約の内容は、随時、本市住民に知れるところとなっており、令和3年6月25日の契約締結の前後から1年を経過するまでの間において、客観的にみて監査請求を

するに足りる程度に財務会計上の行為である財産交換契約が締結された事実の存在及び内容を知ることができたというべきである。

よって、令和4年6月の市議会における市の答弁により強く疑問を感じ調査を開始したため監査請求期間を経過したことにつき正当な理由があるとする請求人の主張は採用できず、財産交換契約の締結の日である令和3年6月25日から1年を経過してなされた本請求事項については、正当な理由があると認められない。

イ 結論

請求事項B（財産交換に係る部分）については、不適法な請求であると認められる。したがって、この請求事項については監査は行わない。

3 結論

請求人が行った本件措置請求のうち、請求事項A（転貸借に係る部分）については、理由がないものであることから請求を棄却し、請求事項B（財産交換に係る部分）については、不適法な請求であるからこれを却下する。

第5 意見

本件ビルについては、解体によって景観改善という行政目的を確実に実現するため、市において、広島商工会議所による転貸部分に係る契約の推移やテナントの退去の状況を定期的に把握するとともに、貸付料の変動要素の変化を注視し、必要に応じて適正な措置を講ずるなど、解体までの間、円滑に維持管理・運営することが求められる。

また、他都市では、大規模な公有財産の貸付けの場合におけるその貸付料の決定に際し、慎重かつ専門的な判断を経る手続を設けている例が見られることから、そうした事例を調査するなどして、本市でも制度の改善を検討されたい。

職員共済組合公告

広職共公告第3号

令和5年6月22日

広島市職員共済組合定款第5条及び第36条の規定により、令和4年度決算の要旨を次のとおり公告する。

広島市職員共済組合  
理事長 荒神原 政 司

1 短期経理

貸借対照表の要旨

令和5年3月31日現在

Table with 4 columns: 借方, 金額, 貸方, 金額. Rows include 流動資産 (2,671) and 流動負債 (49), 固定負債 (641), 剰余金 (1,981).

Table with 4 columns: 資産合計 (2,671), 負債・資本合計 (2,671).

損益計算書の要旨

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

Table with 4 columns: 損失, 金額, 利益, 金額. Rows include 経常費用 (8,298), 繰入金 (8), 次年度繰越支払準備金 (641), 経常収益 (7,826), 前年度繰越支払準備金 (523), 特別利益 (0), 当期損失金 (598).

2 厚生年金保険経理

貸借対照表の要旨

令和5年3月31日現在

Table with 4 columns: 借方, 金額, 貸方, 金額. Rows include 流動資産 (1,610), 資産合計 (1,610), 流動負債 (1,610), 負債・資本合計 (1,610).

損益計算書の要旨

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

Table with 4 columns: 損失, 金額, 利益, 金額. Rows include 経常費用 (18,465), 合計 (18,465), 経常収益 (18,465), 合計 (18,465).

3 退職等年金経理

貸借対照表の要旨

令和5年3月31日現在

Table with 4 columns: 借方, 金額, 貸方, 金額. Rows include 流動資産 (107), 資産合計 (107), 流動負債 (107), 負債・資本合計 (107).

損益計算書の要旨

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

Table with 4 columns: 損失, 金額, 利益, 金額. Rows include 経常費用 (1,173), 合計 (1,173), 経常収益 (1,173), 合計 (1,173).

4 経過的長期経理

貸借対照表の要旨

令和5年3月31日現在

Table with 4 columns: 借方, 金額, 貸方, 金額. Rows include 流動資産 (1), 資産合計 (1), 流動負債 (1), 負債・資本合計 (1).

損益計算書の要旨

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

| 損 失  | 金 額 | 利 益  | 金 額 |
|------|-----|------|-----|
|      | 百万円 |      | 百万円 |
| 経常費用 | 82  | 経常収益 | 82  |
| 合 計  | 82  | 合 計  | 82  |

5 退職等年金預託金管理経理

貸借対照表の要旨

令和5年3月31日現在

| 借 方  | 金 額 | 貸 方     | 金 額 |
|------|-----|---------|-----|
|      | 百万円 |         | 百万円 |
| 流動資産 | 28  | 固定負債    | 333 |
| 固定資産 | 305 |         |     |
| 資産合計 | 333 | 負債・資本合計 | 333 |

損益計算書の要旨

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

| 損 失  | 金 額 | 利 益  | 金 額 |
|------|-----|------|-----|
|      | 百万円 |      | 百万円 |
| 経常費用 | 3   | 経常収益 | 3   |
| 合 計  | 3   | 合 計  | 3   |

6 業務経理

貸借対照表の要旨

令和5年3月31日現在

| 借 方  | 金 額 | 貸 方     | 金 額 |
|------|-----|---------|-----|
|      | 百万円 |         | 百万円 |
| 流動資産 | 76  | 流動負債    | 16  |
| 固定資産 | 1   | 剰余金     | 61  |
| 資産合計 | 77  | 負債・資本合計 | 77  |

損益計算書の要旨

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

| 損 失  | 金 額 | 利 益   | 金 額 |
|------|-----|-------|-----|
|      | 百万円 |       | 百万円 |
| 経常費用 | 87  | 経常収益  | 81  |
| 特別損失 | 2   | 繰入金   | 7   |
|      |     | 当期損失金 | 1   |
| 合 計  | 89  | 合 計   | 89  |

7 保健経理

貸借対照表の要旨

令和5年3月31日現在

| 借 方  | 金 額 | 貸 方     | 金 額 |
|------|-----|---------|-----|
|      | 百万円 |         | 百万円 |
| 流動資産 | 504 | 流動負債    | 139 |
| 固定資産 | 1   | 剰余金     | 366 |
| 資産合計 | 505 | 負債・資本合計 | 505 |

損益計算書の要旨

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

| 損 失  | 金 額 | 利 益   | 金 額 |
|------|-----|-------|-----|
|      | 百万円 |       | 百万円 |
| 経常費用 | 439 | 経常収益  | 362 |
|      |     | 特別利益  | 0   |
|      |     | 当期損失金 | 77  |
| 合 計  | 439 | 合 計   | 439 |

8 貸付経理

貸借対照表の要旨

令和5年3月31日現在

| 借 方  | 金 額   | 貸 方     | 金 額   |
|------|-------|---------|-------|
|      | 百万円   |         | 百万円   |
| 流動資産 | 1,034 | 流動負債    | 1     |
| 固定資産 | 1,238 | 固定負債    | 305   |
|      |       | 剰余金     | 1,966 |
| 資産合計 | 2,272 | 負債・資本合計 | 2,272 |

損益計算書の要旨

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

| 損 失   | 金 額 | 利 益   | 金 額 |
|-------|-----|-------|-----|
|       | 百万円 |       | 百万円 |
| 経常費用  | 16  | 経常収益  | 17  |
| 特別損失  | 0   |       |     |
| 当期利益金 | 1   | 当期損失金 | 0   |
| 合 計   | 17  | 合 計   | 17  |

